

第2回専門委員会での主な意見等について

資料 1

1. 記載方法・表現に関する事項

黒字：当日の発言 緑字：当日欠席された委員からの意見

- (1)「ダンピング受注」との表現が適切か
- (2)「道の公共工事の品質確保に関する」は「公共工事の品質確保に関する道の取組」の方が適切
- (3)予定価格の事後公表の考え方を明確にした方がよい
- (4)CM方式における「工事監督等」には設計と工事監督を一体として実施する意味合いがあるため記載の追加を検討
- (5)一般競争入札、指名競争入札等の方向性の記載方法について、実態とあった記載にすべき
- (6)工事に関する事項なのか、調査・設計に関する事項なのかをわかりやすく表現すべき
- (7)学識経験者には、官庁職員等も含まれることを明記してはどうか

2. 記載の充実等を求める意見に関する事項

- (1)入札契約制度の複雑化はマイナス面も大きいので、十分検討すべき
- (2)包括発注、複数年契約、維持管理付工事発注方式は有効な面もあることを考慮すべき
- (3)選択等の考え方は、重みを持たせ道の工事の契約方法の中心となる制度がわかる工夫が必要
- (4)調査・設計に関する技術競争の推進は望むべきことである。ただし、技術競争の導入に当たっては、地域特性に留意すべき
- (5)支援プランに基づく取組のみではなく、適正な予定価格の設定・著しい低価格受注の防止といった適正な利益が確保可能な環境整備といった理念も追加した方がよい
- (6)担い手の育成・確保の取組が薄いため、もっと知恵を出して詳細を記載し充実すべき
- (7)公共事業予算の安定的な確保が、計画的な設備投資を含めた経営力の強化・担い手確保に最も重要
- (8)発注者として道職員の技術力の強化について示すことも必要
- (9)北海道建設技術センターによる発注者支援業務の活用をもう少し明確に位置づけることが必要ではないか

3. その他

- (1)国の運用指針を、参考資料として添付すべき
- (2)企業の福利厚生面や資格取得への手当支給等の取組を優位に評価するようなことも制度設計の際には検討してはどうか

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

素案	骨子案	備考
<p>改正の趣旨</p> <p>平成 17 年 4 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の施行、同年 8 月の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針」（以下、「基本方針」という。）の閣議決定を受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 19 年 8 月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところである。</p> <p>その後の社会経済情勢の変化に伴い、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大する一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきた。</p> <p>こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。</p> <p>これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に品確法が改正され、これに伴い同年 9 月には改正基本方針が閣議決定された。さらに、同法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が策定された。</p> <p>こうした状況変化等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する<u>道の</u>取組をより一層進めていくため、取組方針を見直すものである。</p>	<p>改正の趣旨</p> <p>平成 17 年 4 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の施行、同年 8 月の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針」（以下、「基本方針」という。）の閣議決定を受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 19 年 8 月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところである。</p> <p>その後の社会経済情勢の変化に伴い、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大する一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきた。</p> <p>こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。</p> <p>これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に品確法が改正され、これに伴い同年 9 月には改正基本方針が閣議決定された。さらに、同法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が策定された。</p> <p>こうした状況変化等を踏まえ、<u>道の</u>公共工事の品質確保の取組をより一層進めていくため、取組方針を見直すものである。</p>	<p>・第 2 回委員会の意見を踏まえ、適切な表現に変更 【資料 1 1-(2)】</p>
<p>本取組方針の位置づけ及び目的</p> <p>本取組方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法第 18 号）（以下、「品確法」という。）及び同法第 9 条に規定する公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、公共工事の品質確保に関する<u>道の</u>基本的な取組の方向性を定めるものである。</p> <p>本取組方針は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる道民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力しながら、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>本取組方針の位置づけ及び目的</p> <p>本取組方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法第 18 号）（以下、「品確法」という。）及び同法第 9 条に規定する公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、<u>道の</u>公共工事の品質確保に関する基本的な取組の方向性を定めるものである。</p> <p>本取組方針は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる道民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力しながら、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>・第 2 回委員会の意見を踏まえ、適切な表現に変更 【資料 1 1-(2)】</p>

公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

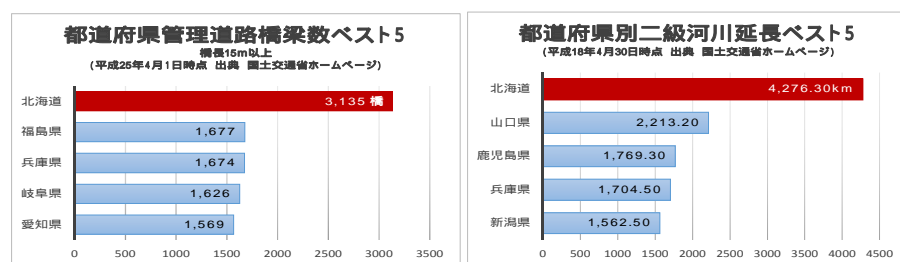
全国を上回る人口減少の進行や高齢化をはじめ、経済のグローバル化の進展、厳しい財政状況、気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、本道の社会資本整備を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。

(1) 社会資本を巡る本道の特性

ア 広大な面積

- ・北海道の面積は国土の約 20%を占め、都道府県の中では最も広く、東京都の約 40 倍、九州と四国を合わせた面積をも上回っている。
- ・広大な地域に都市が散在する広域分散型社会が形成されており、都市間距離が全国の 2 倍であるなど、日常的に広域移動が必要となり、物流・人流を自動車交通に大きく依存している。
- ・広大な面積をカバーするため、管理するインフラが他の都府県に比べ非常に多い状況となっている。

図1 道有施設の規模の他県との比較



イ 厳しい気象条件等

- ・積雪寒冷地で夏と冬の温度差が大きく、道内全域が豪雪地帯になっており、冬期間における道路の安全確保や雪害防止等のため、スノーシェルターやロードヒーティングなどの積雪寒冷地特有の施設があることが、維持管理の負担となっているほか、冬期間の施工において、品質確保が難しい工種がある。

図2 積雪寒冷地特有の施設



公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

全国を上回る人口減少の進行や高齢化をはじめ、経済のグローバル化の進展、厳しい財政状況、気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、本道の社会資本整備を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。

(1) 社会資本を巡る本道の特性

ア 広大な面積

- ・北海道の面積は国土の 20%を占めている。
- ・広大な地域に都市が散在する広域分散型社会が形成されている。

イ 厳しい気象条件等

- ・積雪寒冷地で夏と冬の温度差が大きく、道内全域が豪雪地帯になっている。

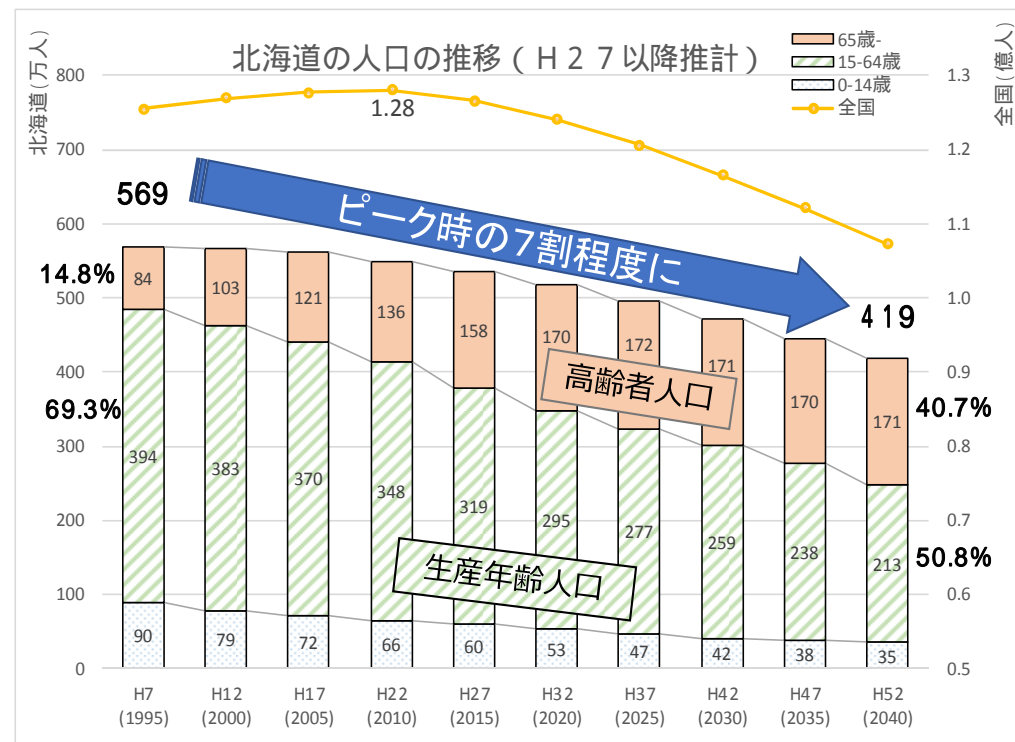
【第II章全て】

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

(2) 人口減少社会への対応

- ・国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年の本道の人口は419万人と1995年の569万人から7割程度にまで急減し、全国を上回るペースで人口減少が進行すると推計されている。
- ・本道の生産年齢人口（15～64歳）の割合は、1995年の69.3%から2040年には50.8%に低下する一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は、14.8%から40.7%に上昇し、全国を上回るスピードで高齢化が進行すると見込まれている。
- ・このことから、利用状況が低下したインフラの用途を転換することで既存ストックの有効活用を図ることや公共施設をはじめとする都市機能を集約化するコンパクトなまちづくりが進められるなど、社会環境が一層変化していくことが予想される一方で、地域の担い手の中長期的な育成・確保が困難になるおそれがある。

図3 北海道の人口推移予測



出典 - 平成22年 国勢調査(総務省)、平成27年 - 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 人口減少社会への対応

- ・2040年の本道の人口は419万人と急減すると推計されている。
- ・全国を上回るスピードで高齢化が進行すると見込まれている。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

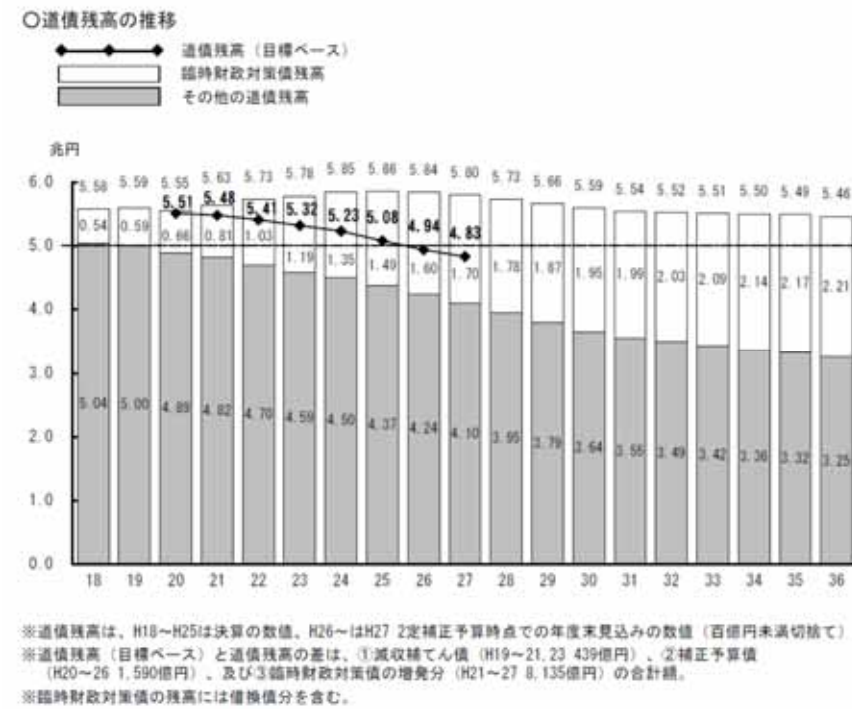
(3) 厳しい財政状況

・道財政は、道債の償還費や高齢者医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面で地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出ギャップが生じた状況が続いている。

このため、道では、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定以降、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを進めている。

図4 北海道の財政状況（道債残高の推移）

出典 平成27年度 予算の概要（H27.7 北海道）



(4) 災害リスクの高まり

・平成23年3月の東日本大震災の発生や局地的な豪雨・豪雪、竜巻など、これまでにない異常気象も発生してきており、これに伴う洪水や土砂災害、高波・海岸浸食による被害、交通障害の発生など災害リスクが高まっている。

図5 北海道の災害発生状況



(3) 厳しい財政状況

・平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定以降、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを進めている。

(4) 災害リスクの高まり

・大規模な災害やこれまでにない異常気象も発生するなど災害リスクが高まっている。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正



(5) 社会インフラの老朽化

・建設後50年を超える割合が、20年後には多くの施設で50%を超え、林道の橋梁や漁港などは90%を超えるなど、高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する懸念がある。

図6 道が管理するインフラの老朽化状況



(5) 社会インフラの老朽化

・高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する懸念がある。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

表1 道が管理する主な施設の状況

主な施設	施設数	建設後50年 ^{※2} を経過する施設の割合			備考
		現在 ^{※1}	10年後	20年後	
道路橋梁（2m以上）	5,292橋	6%	27%	51%	
下水道管路等	358km	0%	0%	35%	
樋門などの河川管理施設	5,223基	1%	10%	41%	
治水ダム	17基	0%	6%	41%	
砂防えん堤	1,146基	6%	33%	55%	
農地防災（海岸保全施設）	40箇所	3%	44%	53%	
林道橋梁	707橋	10%	62%	91%	
治山ダム	24,560基	8%	34%	53%	
漁港	282箇所	82%	88%	97%	
漁港海岸（堤防・護岸）	183箇所	18%	68%	89%	
庁舎等	1,966棟 80万㎡	4%	27%	49%	※施設数欄下段は延べ床面積
学校施設	267校 247万㎡	1%	4%	42%	※施設の割合は延べ床面積による

- 1 平成26年3月末現在。
- 2 施設の老朽化を示す指標として、財務省令による減価償却資産に関する耐用年数表により、一般的な鉄筋コンクリート造の建築物の50年や道路橋60年などを参考に、便宜的に建築後50年以上経過した施設の割合を設定した。

(6) バックアップ機能の強化

・北海道は、地理的な優位性、高い食料供給力、多様なエネルギー資源ポテンシャル、利用度の高い土地と都市機能、耐災害性に優れた寒冷地技術等の強みを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことが求められている。

図7 国土強靱化に向けた北海道の役割

出典 「北海道強靱化計画（H27.3）概要版」（北海道）



(6) バックアップ機能の発揮

・国のバックアップ拠点として国家的リスクの最小化に貢献していくことが期待されている。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

・具体の記載内容に合わせたタイトル変更

(7) 庁内体制の状況

・公共工事の品質確保には、担当する職員の技術力やノウハウが求められるが、技術職員の数は20年前（平成7年度）の73%まで減少しており、特に35歳以下の職員が極端に少なく、工事監督などの適切な発注事務の執行及び技術の承継に支障をきたすおそれがある。

図8 北海道における技術職員数の推移

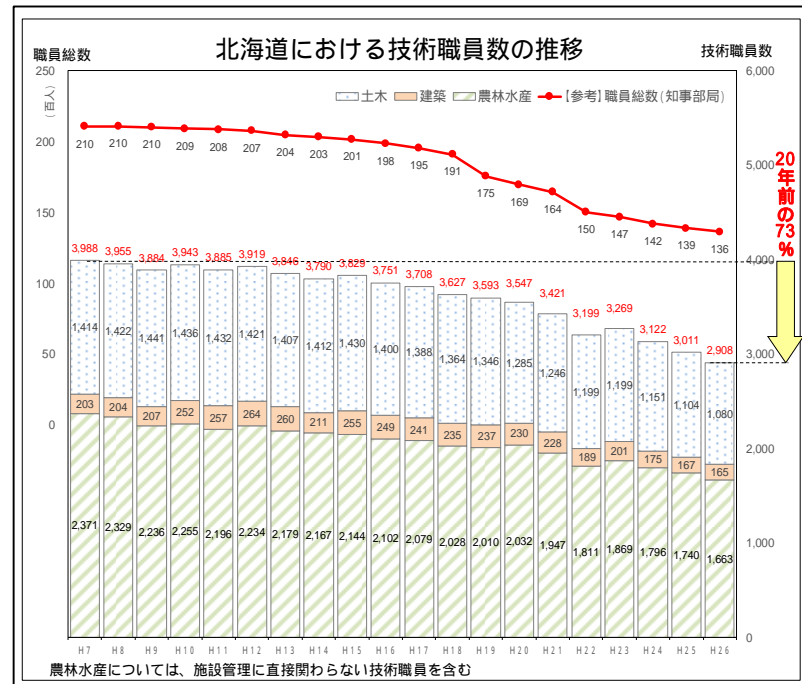
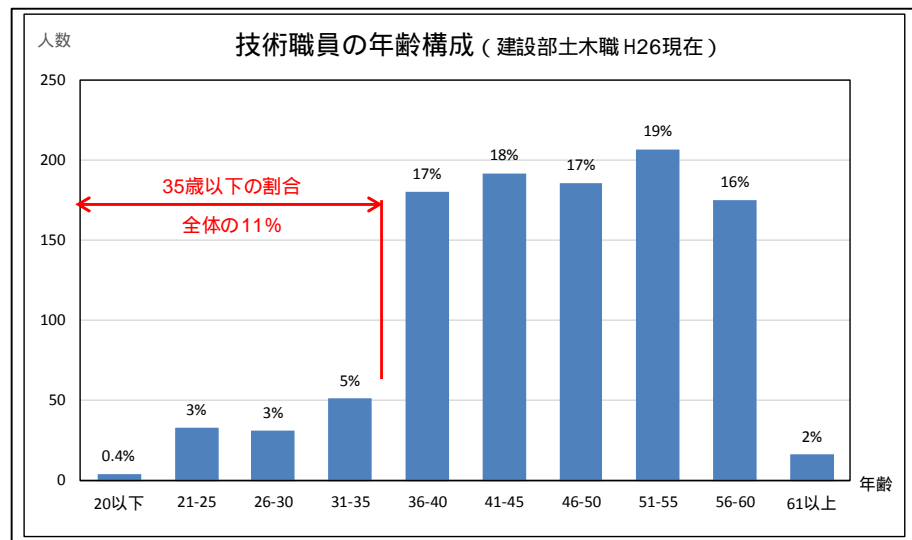


図9 技術職員の年齢構成（建設部土木職 H26 現在）



(7) 庁内体制の状況

・技術職員の数は20年前（平成7年度）の73%まで減少している。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

2 北海道の建設業について

(1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題

- 平成 26 年度の道内の建設投資額は、公共・民間を合わせ約 2.60 兆円であり、ピーク時である平成 5 年度の約 4.85 兆円と比較して 46.4%減少している。
- 平成 26 年度の道内の建設業許可業者数は、20,125 社であり、ピーク時である平成 11 年度の 26,076 社と比較して 22.8%減少しており、全国の減少率 21.3%に比べて減少幅が大きくなっている。
- 平成 26 年の道内の建設業就業者数は約 23 万人であり、ピーク時である平成 7 年から 9 年の約 35 万人と比較して約 34%減少している。
- 就業者の年齢階層別構成比について、平成 11 年と平成 26 年で比較すると、29 歳以下の割合は約 18%から約 8%に減少し、50 歳以上の割合が約 39%から約 50%へ増加しており、高齢化が進んでいる。また、建設投資額の公共・民間の構成比を見ると、公共投資が 59.8%を占め、全国の 44.4%と比較すると公共投資に依存する割合が高い状況にある。また、建設業の売上高営業利益率が低い状況が続いている。
- このように、建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、そのため、若手入職者が減少し、技術・技能の承継が困難となるなど、公共工事の品質確保などへの懸念が顕著となっている。

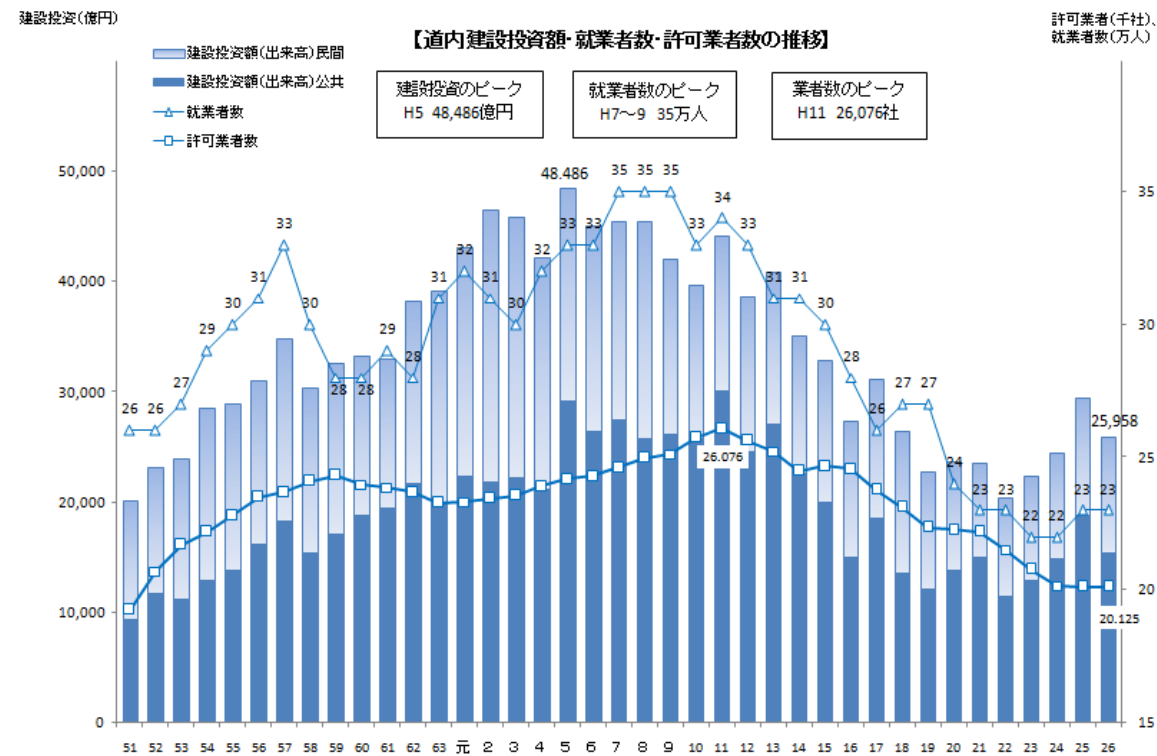
2 北海道の建設業について

(1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題

- 道内の建設投資額は、近年数年間は増加しているものの、ピーク時(H5)の6割まで減少している。
- 道内の建設業就業者数は、近年数年間は増加又は横ばいだが、ピーク時(H7~9)の約66%まで減少している。
- 建設業就業者の年齢構成は、50歳以上が約50%を占めるなど高齢化が進んでいる。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

図 10 建設投資額・許可業者数・就業者数の推移（北海道）



出典：建設投資額：国土交通省「建設総合統計」、建設業就業者数：総務省「労働力調査」
許可業者数：北海道建設部建設政策局建設管理課

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

図11 道内建設就業者の年齢階層別構成比の推移

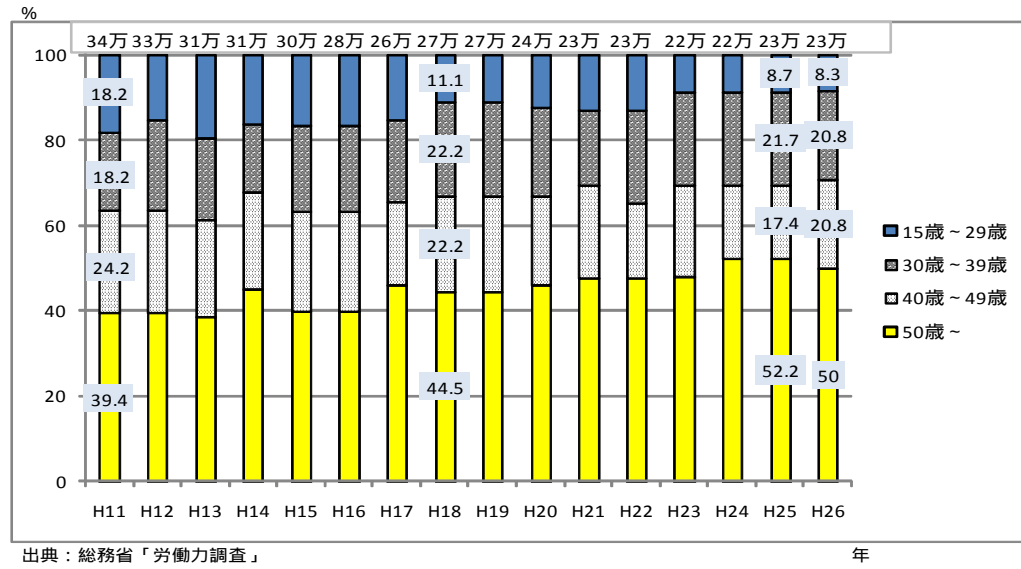


図12 建設投資額の民間・公共構成比の推移

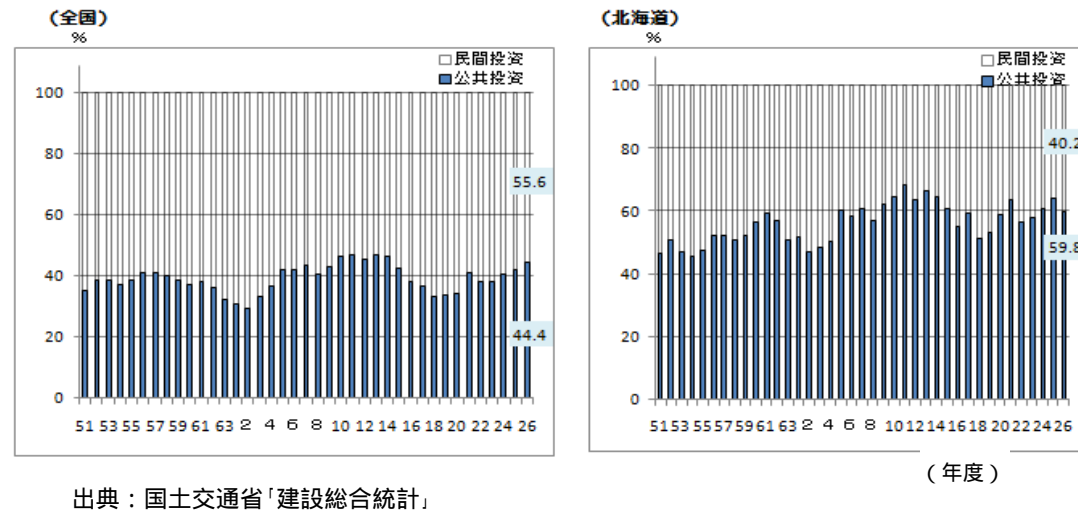
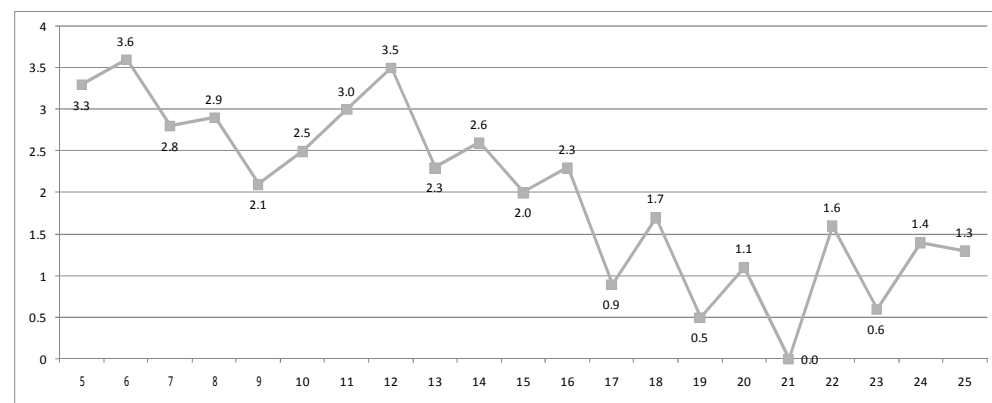


図13 道内建設業の営業利益率の推移



・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

(2) 北海道における建設業の役割

ア 社会資本の維持

技術力を活かして良質な社会資本の整備に貢献するだけでなく、地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理においても、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。

図14 道道の除排雪状況



イ 災害時における対応

北海道と一般社団法人 北海道建設業協会や一般社団法人 北海道測量設計業協会等との間で、災害時における協定を締結するなど、地震、津波、大雨等の災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧にあたる役割を果たしている。

ウ 雇用や地域の活性化

北海道の建設業は、全産業の就業者の9.1% (H26年)、道内総生産の7.0% (H24年度) を占めており、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしているほか、地域社会の中核として、各種イベントへの協力など、様々な活動を通し、地域に貢献している。

表2 就業者数の状況 (北海道・建設業)

(単位：万人)

区分	平成25年	平成26年
全産業	255	254
建設業	23	23
全産業における建設業構成比	9.0%	9.1%

出典：総務省統計局「労働力調査」(抜粋)

(2) 北海道における建設業の役割

ア 社会資本の維持

- ・地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理など、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。

イ 災害時における対応

- ・災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧に当たる役割を果たしている。

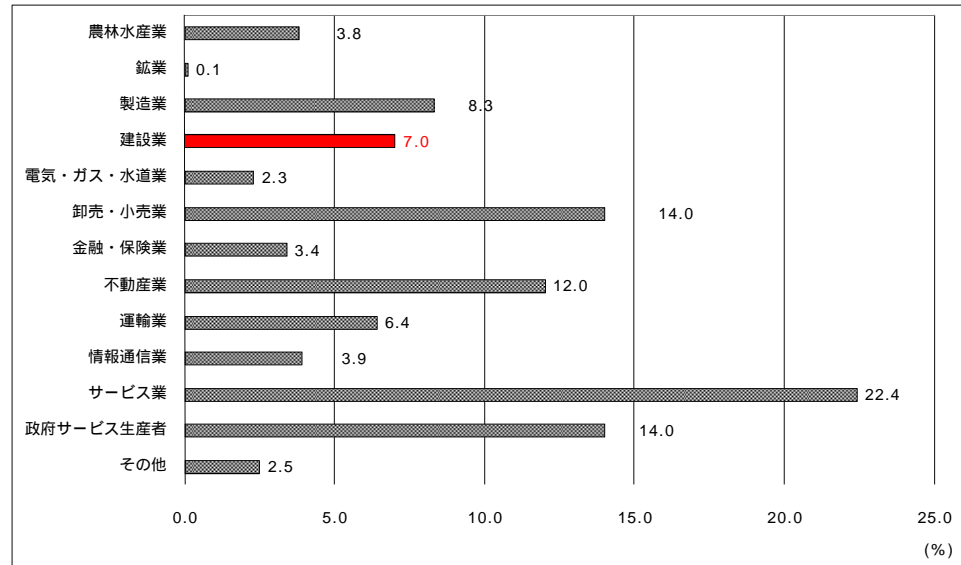
ウ 雇用や地域の活性化

- ・北海道の建設業は、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしている。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

図15 経済産業活動別総生産構成比・北海道（平成24年度）



出典：北海道総合政策部政策局経済調査課「平成24年度道民経済計算・速報」（資料編表4）

「その他」は資料編表4のうち、対家計民間非営利サービス生産者、税を合算した数値から消費税を控除した数値である。

端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

・最新データ・グラフ等の追加、具体の記載内容に修正

公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、地域の建設業者の疲弊、下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場技能労働者等の賃金の低下など就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少及び建設生産を支える技術・技能の承継が困難といった深刻な問題が発生している ことに加え、予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択等の発注関係事務を適切に実施することが困難となるおそれがある 発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が高まっている。

さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の確保に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組をより一層、進めていく必要がある。

2 品質確保に向けた基本的考え

(1) 工事に関する発注関係事務の適切な実施

・公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保に必要な人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定めることが不可欠である。

・ 著しい低価格受注（いわゆるダンピング受注） は、工事の手抜き、下請業者へのしわ

公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、地域の建設業者の疲弊、下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場技能労働者等の賃金の低下など就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少及び建設生産を支える技術・技能の承継が困難といった深刻な問題が発生している。

また、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある予定価格の作成等を適切に実施することが困難な 発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が高まっている。

さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組をより一層、進めていく必要がある。

2 品質確保に向けた基本的考え

(1) 発注事務の適切な実施

・公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保に必要な人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定めることが不可欠である。

・工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につな

・より適切な表現に修正

・脱字のため修正
 ・第2回委員会の意見を踏まえ、工事に関する事項であることを明確化
 【資料1 1-(6)】

・第2回委員会の意見を踏

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、<u>公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに</u>、担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題<u>があることから</u>、防止することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者側の効率的な施工体制を確保する<u>ため</u>、厳しい工程管理を強いることのない適切な工期設定や適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続の取組等が必要である。 <p>(2) <u>工事に関する</u>資格審査などにおける技術力などの適切な反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、地域の実情等に応じ、中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実を図ることが必要である。 <p>(3) <u>工事に関する</u>多様な入札契約方式の導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の品質確保<u>を図るためには</u>、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。 ・事業の目的や工事の性格等に応じ、落札者の決定においては価格に加え、品質の向上等に係る技術提案などを総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図ることが必要である。 ・多様な入札及び契約の方法の選択に当たっては、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮が必要である。 <p>(4) 工事の監督・検査等の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者との協議等の迅速化、情報共有の充実を図るとともに、適切な監督、検査、工事成績評価の実施について、充実強化を図ることが必要である。 <p>(5) 調査・設計における品質確保の推進</p> <p><u>・調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計の品質確保は、公共工事の建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものであることから、工事と同様に適正な予定価格の設定等発注関係事務の環境整備を進めることが必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要である。 ・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求めるなど、調査・設計における品質を確保することも必要である。 	<p>がりやすく、担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題につながる<u>ダンピング</u>受注は、防止することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者側の効率的な施工体制を確保する<u>とともに</u>、厳しい工程管理を強いることのない適切な工期設定や適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続の取組等が必要である。 <p>(2) 資格審査などにおける技術力などの適切な反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、地域の実情等に応じ、中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実を図ることが必要である。 <p>(3) 多様な入札契約方式の導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。 ・事業の目的や工事の性格等に応じ、落札者の決定においては価格に加え、品質の向上に係る技術提案などを総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図ることが必要である。 ・多様な入札及び契約の方法の選択に当たっては、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮が必要である。 <p>(4) 工事の監督・検査等の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者との協議等の迅速化、情報共有の充実を図るとともに、適切な監督、検査、工事成績評価の実施について、充実強化を図ることが必要である。 <p>(5) 調査・設計における品質確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要である。 ・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求めるなど、調査・設計における品質を確保することも必要である。 	<p>まえ、適切な表現に変更 【資料1 1-(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より適切な表現に修正 ・よりわかりやすい表現に修正 ・調査・設計における適切な発注事務に関する考え方を追加
--	---	---

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>(6) 担い手の育成・確保の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の効率化や不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営戦略や競争力強化に向けた支援を通じた技術と経営に優れた企業づくりを推進することが必要である。 企業における労働環境等の改善の促進を図るとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要である。 <p>(7) 市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と連携しながら、発注者間の連携体制を充実するとともに、執行体制が十分でない市町村に対し様々な支援を推進することにより、市町村における公共工事の品質確保に向けた取組の促進を図ることが必要である。 	<p>(6) 担い手の育成・確保の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設現場の効率化や不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営戦略や競争力強化に向けた支援を通じた技術と経営に優れた企業づくりを推進することが必要である。 企業における労働環境等の改善の促進を図るとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要である。 <p>(7) 市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と連携しながら、発注者間の連携体制を充実するとともに、執行体制が十分でない市町村に対し様々な支援を推進することにより、市町村における公共工事の品質確保に向けた取組の促進を図ることが必要である。 	
<p>品質確保に向けた取組方針</p> <p><u>現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには</u>、品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な競争参加資格の設定、適正な予定価格の設定、入札及び契約の<u>方法の選択、工事の監督・検査等の充実・強化、調査・設計の品質確保</u>その他発注関係事務を適切に実施する<u>ことに加え、企業が実施する担い手の育成・確保への支援や市町村への支援等を通じて連携を強化することにより、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことが重要である。</u></p> <p><u>こうした公共工事の品質確保に関する取組の着実な推進に向け</u>、道が取組む方向性を以下に示す。</p> <p>その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト削減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要である点に留意することとする。</p> <p>-1 道が発注者として取り組むべき事項</p> <p>1 工事に関する発注関係事務の適切な実施</p> <p>(1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を総合的にチェックする「トータルマネジメントシステム」などを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。 予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を公共工事を施工する者が確保することができるよう市場における労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映する<u>ほか、積算に用いる価格が実際の取引単価と乖離しているおそれがある場合等には、適宜見積りを徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する</u>ことに加え、積算基準の見直しに即応した積算を実施する。 	<p>品質確保に向けた取組方針</p> <p><u>公共工事の品質確保に当たっては、建設業者の能力が適切に評価され、その評価結果が、入札及び契約の過程に適切に反映される必要がある。</u></p> <p><u>そのためには</u>、品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な競争参加資格の設定、適正な予定価格の設定、入札及び契約の方法の選択、工事の監督・検査等の充実・強化その他の発注関係事務を適切に実施するため、道が取組む方向性を以下に示す。</p> <p>その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト削減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要である点に留意することとする。</p> <p>-1 発注関係事務における取組</p> <p>1 発注関係事務の適切な実施</p> <p>(1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を総合的にチェックする「トータルマネジメントシステム」などを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。 予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を公共工事を施工する者が確保することができるよう市場における労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映することに加え、積算基準の見直しへの即応した積算を実施する。 積算に用いる価格が実際の取引価格と<u>の乖離を防止するため</u>、適宜見積りを徴収し、適 	<ul style="list-style-type: none"> 品確法の基本理念を踏まえた適切な表現に変更 章構成に合わせた適切な表現に変更 わかりやすい表現に修正 第2回委員会の意見を踏まえ、工事に関する事項であることを明確化 【資料1 1-(6)】 2つの「・」をまとめた表現に修正

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは厳に行わない。</p> <p>・<u>入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法や設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法を活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。</u></p> <p>(2) 著しい低価格受注の防止</p> <p>・<u>著しい低価格受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。</u></p> <p>・予定価格については、<u>入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、事後公表とする。</u></p> <p>・<u>見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や著しい低価格受注の防止を図る観点から、全ての工事の入札において、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出義務化を行う。</u></p> <p>(3) 計画的発注、適切な施工時期及び設計変更</p> <p>・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画等を考慮した工区割や発注ロットを適切に設定し、<u>工事の計画的な発注に努める。</u></p> <p>・債務負担行為の活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する。</p> <p>・さらに、工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化を図る。また、発注者が定めた完成期限までの間に、受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う選択工期制度を活用し、技術者、労働者及び機材等の平準化を図る。</p> <p>・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。</p> <p>・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の</p>	<p>切に価格を設定する。</p> <p>・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは厳に行わない。</p> <p>・予定価格に起因する入札不調・不落の防止を図るため、見積りを活用するなど適正な予定価格の設定を行う。</p> <p>(2) ダンピング受注の防止</p> <p>・<u>ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。</u></p> <p>・予定価格については、<u>原則として事後公表とする。</u></p> <p>・入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出義務化を行う。</p> <p>(3) 計画的発注、適切な施工時期及び設計変更</p> <p>・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画等を考慮した工区割や発注ロットを適切に設定する。</p> <p>・債務負担行為の活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する。</p> <p>・さらに、工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化を図る。また、発注者が定めた完成期限までの間に、受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う選択工期制度を活用し、技術者、労働者及び機材等の平準化を図る。</p> <p>・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。</p> <p>・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の</p>	<p>・より具体的な記載を追加</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、適切な表現に変更し、既に制度があることから、適切な表現に変更 【資料1 1-(1)】</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、「原則」を削除し、より具体的な記載を追加 【資料1 1-(3)】</p> <p>・より具体的な記載を追加</p> <p>・よりわかりやすい表現を追加</p>
--	---	---

<p>変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設計図書作成要領（設計変更の手引き）」の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手續の迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。 <p>2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映</p> <p>(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格審査では、競争参加希望者の経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等、適切な項目を審査項目とするが、競争性の低下につながるような留意しながら、必要に応じて、審査項目の見直しを実施する。 ・社会保険等未加入業者を元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。 <p>(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施行実績や地域要件など適切な競争参加資格の設定を行う。 ・災害対応対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業においては、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用する。 ・<u>災害等の緊急対応については、随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、あらかじめ契約予定者を複数選定するほか、少なくとも1年ごとに見直すなど、引き続き適切に対応していく。</u> ・暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。 <p>(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情等を踏まえ、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、入札契約手續の各段階において審査・評価することを、さらに検討する。 ・施工技術の一層の向上や品質の確保を目的とした工事等優秀業者表彰制度及び個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を高めることを目的とした現場技術者の表彰制度を充実するとともに、各段階における審査・評価へ反映する。 <p>(4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の<u>落札者決定基準等の決定に当たっては、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者（道とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</u> 	<p>変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設計図書作成要領（設計変更の手引き）」の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手續の迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。 <p>2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映</p> <p>(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格審査では、競争参加希望者の経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等、適切な項目を審査項目とするが、競争性の低下につながるような留意しながら、必要に応じて、審査項目の見直しを実施する。 ・社会保険等未加入業者を元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。 <p>(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施行実績や地域要件など適切な競争参加資格の設定を行う。 ・災害対応対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業においては、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用する。 ・災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、<u>平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずる。</u> ・暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。 <p>(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情等を踏まえ、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、入札契約手續の各段階において審査・評価することを、さらに検討する。 ・施工技術の一層の向上や品質の確保を目的とした工事等優秀業者表彰制度及び個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を高めることを目的とした現場技術者の表彰制度を充実するとともに、各段階における審査・評価へ反映する。 <p>(4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の<u>実施方針等を定める場合は学識経験者の意見聴取を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会の意見を踏まえ、工事に関する事項であることを明確化 <p>【資料1 1-(6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事項に修正 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会の意見を踏まえ、学識経験者には官庁職員等も含まれることを明記。なお、当該項目は個別工事の落札基準に係わる事項に限定した表現に変更
---	--	--

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>3 工事に係る多様な入札契約方式の導入・活用</p> <p>入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に 応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施する。</p> <p>なお、多様な入札及び契約方式の導入に当たっては、国の動向等を踏まえながら検討するも のとし談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札 契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずる。</p> <p>また、庁内関係部局が参加する「建設業経営効率化庁内連携会議」において、多様な入札契 約方式の導入・活用等について、相互に連携しながら検討を進める。</p> <p>(1) 競争参加者の技術提案を求める方式(総合評価落札方式)</p> <p>ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要があると認め る場合は、技術提案を求める。 ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、競争参加者の技術提案に係る 負担に配慮し、簡易型総合評価落札方式を活用する。 ・競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合(高度技 術提案型総合評価落札方式)は、最も優れた提案を採用できるよう国の動向等を踏まえ、 さらに検討を進める。 ・競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負 担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定す る。 ・過度なコスト負担を要する(いわゆるオーバースペック)と判断される技術提案は、 優位に評価しないこととする。 ・技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行 うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の 方法や内容を公表する。 ・技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いには留意する。 ・落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容 を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の 措置について契約上取り決める。 <p>【道が実施する総合評価落札方式の種類】</p> <p>(ア) 高度技術提案型</p> <p><u>技術的な工夫の大きい工事において、構造物の品質の向上を図るため、強度、耐久 性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト の観点から、工事目的物自体についての提案を求める等の高度な技術提案を求め、価 格との総合評価を行う形式</u></p> <p>(イ) 標準型</p> <p><u>技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するた め、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項</u></p>	<p>3 多様な入札契約方式の導入・活用</p> <p>入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に 応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施する。</p> <p>なお、多様な入札及び契約方式の導入に当たっては、国の動向等を踏まえながら検討するも のとし談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札 契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずる。ま た、庁内関係部局が参加する「建設業経営効率化庁内連携会議」において、多様な入札契約方 式の導入・活用等について、相互に連携しながら検討を進める。</p> <p>(1) 競争参加者の技術提案を求める方式</p> <p>ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要があると認め る場合は、技術提案を求める。 ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、競争参加者の技術提案に係る 負担に配慮し、簡易型総合評価落札方式を活用する。 ・競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も 優れた提案を採用できるよう国の動向等を踏まえ、さらに検討を進める。 ・競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負 担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定す る。 ・過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないこととする。 ・技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行 うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の 方法や内容を公表する。 ・技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いには留意する。 ・落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容 を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の 措置について契約上取り決める。 	<p>【資料1 1-(7)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会の意見を踏 まえ、工事に関する事項で あることを明確化 <p>【資料1 1-(6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい表現を追加 ・わかりやすい表現を追加 ・わかりやすい表現を追加 ・道の総合評価の種類を明 示
---	---	--

<p><u>目を設定し、技術提案を求め、その実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う形式</u></p> <p>(ウ) <u>簡易型</u></p> <p><u>技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や工事施行成績等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う形式</u></p> <p>イ 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者の工事施行成績や配置予定技術者の資格、災害時の工事実施体制の確保の状況などを適切に評価項目に設定する。 必要に応じて近隣地域での施工実績、雇用環境への取組や技能労働者の技能等の活用などの地域貢献度を評価項目に設定する。 必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討する。 工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一の場合の一括審査方式の活用を検討することや、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する簡易型総合評価落札方式を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減を図る。 また、競争参加が多数と見込まれる場合において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する段階的選抜方式について検討し、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図る。 <p><u>・総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(2) 契約方式の選択</p> <p>契約方式の選択に当たっては、工事の性格等に応じて以下の<u>考え方を基本として</u>選択する。</p> <p>ア 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式</p> <p><u>設計と施工を分離し、受発注者間での明確な責任分担を行い、コストや工事完成物の品質に関する責任を発注者が負うことが基本であることから、施工を単独で発注する方式を選択することが基本的な考えである。</u></p> <p><u>しかし、公共工事の品質確保を一層促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であることから、次の考え方に基づきその他の方式の選択を検討するものとする。</u></p> <p><u>・機械設備、電気設備、補修工事等において、設計業者よりも施工者に総合的なノウ</u></p>	<p>イ 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者の工事施行成績や配置予定技術者の資格、災害時の工事実施体制の確保の状況などを適切に評価項目に設定する。 必要に応じて近隣地域での施工実績、雇用環境への取組や技能労働者の技能等の活用などの地域貢献度を評価項目に設定する。 必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討する。 工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一の場合の一括審査方式の活用を検討することや、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する簡易型総合評価落札方式を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減を図る。 また、競争参加が多数と見込まれる場合において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する段階的選抜方式について検討し、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図る。 <p><u>・発注関係事務の一部に公共工事発注者支援機関に認定された機関を活用するなど、事務の効率化を図る。</u></p> <p>(2) 契約方式の選択</p> <p>契約方式の選択に当たっては、<u>仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要がある等、</u>工事の性格等に応じて以下の<u>中から</u>選択する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに 6(3)道の発注体制の強化等 に移行 学識者の意見聴取に関する項目を追加 第2回委員会の意見を踏まえ、入札契約方式の選択は、重み付けをした表現に修正 <p>【資料1 2-(1)、(2)、(3)】</p>
--	--	--

ハウが蓄積されているような場合や設計と施工が密接に関連しているような場合等特殊性を有する工事で施工者が詳細設計等を実施することで効率的な施工等を期待できるものについては、詳細設計付工事発注方式の選択を検討する。

・機械設備、電気設備工事等において、効率的な維持管理や円滑な設備運用が期待できる場合等において、維持管理付工事発注方式の選択を検討する。

・限られた期間で、大規模な事業執行が求められる場合等において、仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要があるといった工事の性格等を踏まえ、必要に応じて、設計・施工一括発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）を検討できるものとする。

(ア) 施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式である。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約の条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスとしては、調査・計画から詳細設計までが全て完了した段階での適用となる。



(イ) 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での与条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、構造物の製作・施工を行うための設計を行う段階（下図の例では詳細設計段階）となる。



(ウ) 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式である。

この方式では、工事目的物は目的物が完成した段階で発注者が引渡を受け、引渡を受けた工事目的物に対する維持管理業務の継続的な実施を求めることとなる。

発注に際しては工事目的物に関する仕様だけでなく、維持管理に係わる仕様（点検頻度等）についても提示して発注することとなる。

ア 施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式である。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約の条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスとしては、調査・計画から詳細設計までが全て完了した段階での適用となる。



イ 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



ウ 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での与条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、構造物の製作・施工を行うための設計を行う段

・説明の順番に併せた並び順の変更

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表



(工) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



(オ) 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

Early Contract Involvement の略

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

この方式では発注者が別途契約している設計業務への技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、明確となった仕様で技術協力業務を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の発注を行う。この方式を適用する事業プロセスは種々の設計段階が考えられ、事業・工事の初期段階から施工者の関与をもとめたい場合には概略設計段階から施工者の関与を求めることも考えられる。



イ 地域における社会資本の維持管理に資する契約方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるおそれがある。こうした課題に対応するため、地域における社会資本の維持管理に資する包括発注方式を活用するとともに、複数年契

階（下図の例では詳細設計段階）となる。



エ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

この方式では発注者が別途契約している設計業務への技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、明確となった仕様で技術協力業務を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の発注を行う。この方式を適用する事業プロセスは種々の設計段階が考えられ、事業・工事の初期段階から施工者の関与をもとめたい場合には概略設計段階から施工者の関与を求めることも考えられる。



オ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式である。

この方式では、工事目的物は目的物が完成した段階で発注者が引渡を受け、引渡を受けた工事目的物に対する維持管理業務の継続的な実施を求めることとなる。

発注に際しては工事目的物に関する仕様だけでなく、維持管理に係わる仕様（点検頻度等）についても提示して発注することとなる。



・注釈の追加

・第2回委員会の意見を踏まえ、入札契約方式の選択は、重み付けをした表現に修正

【資料1 2-(1)、(2)、(3)】

<p><u>約方式の検討を進める。</u></p> <p><u>また、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を併せて活用する。</u></p> <p>(ア) 包括発注方式 既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式である。この方式では、例えば、河川管理施設、道路管理施設の構造物補修等のような維持に係る工事と巡回、除草等の業務を一括して発注することが考えられるものを一つの契約によって発注する。</p> <p>(イ) 複数年契約方式 既存施設の維持管理等において、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。</p> <p>ウ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式 <u>大規模災害等に迅速に対応する必要がある場合等において、複数工事が輻輳あるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事で、短期的に発注者の人員が不足し、現場状況の確認や迅速な対応が難しい場合には、以下の発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式を検討できるものとする。</u></p> <p>(ア) CM方式 <u>Construction Managementの略</u> 対象事業の<u>設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務</u>の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式である。</p> <p>(イ) 事業促進PPP方式 <u>Public Private Partnershipの略</u> 事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式である。</p> <p>(3) 競争参加者の設定方法の選択 競争参加者の設定方法の選択に当たっては、<u>一千万円以上の公共工事については、原則として一般競争入札によることとするが、一般競争入札は、入札執行までに相当の時間を要することから、災害など緊急を要する工事、本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事及び発注時期に制約のある工事など、一般競争入札により難しい場合は</u>指名競争入札、緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合や他の者では技術的な対応ができないため競争を許さない場合等においては随意契約を選択できるものとする。</p> <p>ア 一般競争入札 資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。</p> <p>イ 指名競争入札</p>	<p>カ 包括発注方式 既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式である。この方式では、例えば、河川管理施設、道路管理施設の構造物補修等のような維持に係る工事と巡回、除草等の業務を一括して発注することが考えられるものを一つの契約によって発注する。</p> <p>キ 複数年契約方式 既存施設の維持管理等において、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。</p> <p>ク CM方式 対象事業の工事監督業務等の発注関係事務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式である。</p> <p>ケ 事業促進PPP方式 事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式である。</p> <p>(3) 競争参加者の設定方法の選択 競争参加者の設定方法の選択に当たっては原則として、<u>「一般競争入札」とし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、1千万円未満で一般競争入札に付する必要がないと認められる場合、競争参加者が少数など一般競争入札が不利な場合においては、「指名競争入札」、緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合や他の者では技術的な対応ができないため競争を許さない場合等においては、「随意契約」</u>を選択できるものとする。</p> <p>ア 一般競争入札 資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。</p> <p>イ 指名競争入札</p>	<p>・第2回委員会の意見を踏まえ、入札契約方式の選択は、重み付けをした表現に修正 【資料1 2-(1)、(2)、(3)】</p> <p>・注釈の追加 ・第2回委員会の意見を踏まえ、詳細の記載を追加 【資料1 1-(4)】</p> <p>・注釈の追加</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、より適切な表現に変更 【資料1 1-(5)】</p>
---	---	--

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。</p> <p>ウ 随意契約</p> <p>緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式である。</p> <p>(4) 落札者の選定方法の選択</p> <p>落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、価格競争方式、総合評価落札方式から選択する。</p> <p>ア 価格競争方式</p> <p>発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。</p> <p>イ 総合評価落札方式</p> <p>技術提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式である。</p> <p>(5) 支払い方法の選択</p> <p>支払い方式の選択に当たっては、工事の進捗に応じた支払い、設計変更の煩雑さ、工事費の確保の必要性等に応じて、総価請負契約方式、単価・数量精算契約方式から選択する。</p> <p>なお、総価契約単価合意方式については、国の動向等を踏まえて検討を進める。</p> <p>ア 総価請負契約方式</p> <p>工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。</p> <p>イ 単価・数量精算契約方式</p> <p>工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定する方式である。</p> <p>ウ 総価契約単価合意方式</p> <p>総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。</p> <p>4 工事の監督・検査等の充実・強化</p> <p>(1) 適切な監督・検査・工事成績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中においては、その品質が確保されるよう監督を適切に実施する。 ・公共工事の品質が確保されるよう、給付の完了の確認を行う検査及び技術検査を適切 	<p>発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。</p> <p>ウ 随意契約</p> <p>緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式である。</p> <p>(4) 落札者の選定方法の選択</p> <p>落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、「<u>価格競争方式</u>」、「<u>総合評価落札方式</u>」から選択する。</p> <p>ア 価格競争方式</p> <p>発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。</p> <p>イ 総合評価落札方式</p> <p>技術提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式である。</p> <p>(5) 支払い方法の選択</p> <p>支払い方式の選択に当たっては、工事の進捗に応じた支払い、設計変更の煩雑さ、工事費の確保の必要性等に応じて、「<u>総価請負契約方式</u>」、「<u>単価・数量精算契約方式</u>」等から選択する。</p> <p>なお、総価契約単価合意方式については、国の動向等を踏まえて検討を進める。</p> <p>ア 総価請負契約方式</p> <p>工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。</p> <p>イ 単価・数量精算契約方式</p> <p>工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定する方式である。</p> <p>ウ 総価契約単価合意方式</p> <p>総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。</p> <p>4 工事の監督・検査等の充実・強化</p> <p>(1) 適切な監督・検査・工事成績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中においては、その品質が確保されるよう監督を適切に実施する。 ・公共工事の品質が確保されるよう、給付の完了の確認を行う検査及び技術検査を適切
---	--

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績評定を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施する。また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評定項目及び評価方法の標準化を推進する。 ・要領及び技術基準は、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。 ・技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項等を書面により受注者に通知する。 ・技術検査の結果を工事成績評定に反映する。 ・低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。 ・工事成績評定の透明化・公正化を図るため、定期的に監督員、検査員を対象に評定技術を一層向上させるための各種研修を実施する。 <p>(2) 工事成績評定等に関する資料のデータベース化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を推進する。 <p>(3) 現場の施工体制等の適切な確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の施工体制は、要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。 <p>(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。 ・受注者からの協議等については、<u>ワンデーレスポンスの試行等を通じて</u>速やかかつ適切な回答に努める。 <p>(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価については、国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら、検討を行う。 <p>5 調査・設計における品質確保の推進</p> <p>(1) 発注関係事務の適切な実施等</p> <p>ア 適正な予定価格の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定を行う。 ・必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認めるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。 ・業務遂行中においては、受発注者間での業務工程の共有や速やかかつ適切な回答の推進 (<u>ワンデーレスポンス</u>) 等に努めるとともに、業務内容に応じて、受注者の照査体制の 	<p>に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績評定を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施する。また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評定項目及び評価方法の標準化を推進する。 ・要領及び技術基準は、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。 ・技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項等を書面により受注者に通知する。 ・技術検査の結果を工事成績評定に反映する。 ・低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。 ・工事成績評定の透明化・公正化を図るため、定期的に監督員、検査員を対象に評定技術を一層向上させるための各種研修を実施する。 <p>(2) 工事成績評定等に関する資料のデータベース化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を推進する。 <p>(3) 現場の施工体制等の適切な確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の施工体制は、要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。 <p>(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。 ・受注者からの協議等については、速やかかつ適切な回答に努める。 <p>(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価については、国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら、検討を行う。 <p>5 調査・設計における品質確保の推進</p> <p>(1) 発注関係事務の適切な実施等</p> <p>ア 適正な予定価格の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定を行う。 ・必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認めるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。 ・業務遂行中においては、受発注者間での業務工程の共有や速やかかつ適切な回答の推進等に努めるとともに、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体の取組名を追記 ・ 具体の取組名を追記
--	---	--

<p>確保、照査の適切な実施について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施する。 <p>イ 著しい低価格受注の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>著しい低価格受注を防止するため、最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。</u> <p><u>・予定価格は、事後公表を原則とするが、プロポーザル方式の場合は、予算限度額をあらかじめ示すものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の導入に当たっては、併せて適切に低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる。 <p>ウ その他調査及び設計業務の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表する。 ・年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期の平準化を図る。 <p>(2) 業務の性格等に応じた適切な入札契約の方式の導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討する。 <p>(3) 競争参加者の技術的能力の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけるなどの業務の品質確保に向けた施策を進める。 ・競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査する。 <p>(4) 委託業務の完了確認検査・成績評定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の完了の確認を行うための検査業務を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行う。また、業務の完了後には、成績評定結果を速やかに通知するものとする。 ・成績評定に当たっては、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を推進する。 ・成績評定結果については、業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。 	<p>について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施する。 <p>イ ダンピング受注の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ダンピング受注を防止するため、適切に最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の導入に当たっては、併せて適切に低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる。 <p>ウ その他調査及び設計業務の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表する。 ・年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期の平準化を図る。 <p>(2) 業務の性格等に応じた適切な入札及び契約の方式の導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討する。 <p>(3) 競争参加者の技術的能力の審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけるなどの業務の品質確保に向けた施策を進める。 ・競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査する。 <p>(4) 委託業務の完了確認検査・成績評定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の完了の確認を行うための検査業務を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行う。また、業務の完了後には、成績評定結果を速やかに通知するものとする。 ・成績評定に当たっては、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を推進する。 ・成績評定結果については、業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会の意見を踏まえ、適切な表現に変更し、既に制度があることから、適切な表現に変更 <p>【資料1 1-(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事と同様に予定価格の公表の考え方を追加し、プロポーザル方式の考え方を明記 <p>【資料1 1-(3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現方法を統一
---	--	---

-2 その他の取組	-2 その他の取組	
<p>6 担い手の育成・確保の取組</p> <p><u>道は、公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適正な予定価格設定や迅速な設計変更、積雪寒冷地である本道の特性を踏まえた発注・施工時期の平準化といった発注関係事務を適切に実施する責務を果たすとともに、「建設産業支援プラン2013」に基づく企業の経営力の向上や技術力の強化等に対する様々な支援策を通じて、企業における担い手の育成・確保の取組の一層の充実を図る。また、建設業が中長期的な視点で、担い手の育成・確保や技術力の強化等に計画的に取り組み、将来にわたり地域の安全・安心や経済・雇用を支える役割を担っていきけるよう、公共事業の安定的な予算確保に努める。</u></p> <p><u>さらには、企業が、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上や技術者、技能労働者等の育成・確保、これらの者に係る賃金その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に取り組むよう、建設業団体や関係機関等と連携し、総合的・効果的な取組の促進を図るほか、発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、職員の育成・技術力の向上に向けた取組の強化を図る。</u></p> <p>(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進</p> <p><u>・企業が担い手の中長期的な育成・確保の取組を行うためには、経営力の向上が必要であるが、そのためには、自社の経営資源に応じた本業の強化や経営の多角化など、的確な経営戦略を持ち実行していくことか重要であるとともに、事業規模、技術力、営業エリア、組織・人材、業務改革、コスト削減といった様々な経営課題に対応していく必要がある。</u></p> <p><u>こうした経営戦略や経営課題に対応するため、中小企業診断士などによる指導・助言を行うほか、技術力の強化に向け、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上を目的とする新商品や新技術の開発等の促進を図るとともに、建設施工の生産性向上、品質確保、安全性向上、熟練労働者不足への対応など、建設施工が直面している諸課題に対応するICT施工技術（情報化施工）の普及促進を図るため、TS（トータルステーション）による出来型管理技術*など情報化施工技術の活用を推進する。</u></p> <p><u>※TSによる出来型管理技術：従来、出来型計測において用いていたレベルや巻き尺に代わり、トータルステーション（距離と角度を同時に計測できる測量機器）により出来型を計測し管理する技術である。本技術により現地での計測作業の効率化や帳票の自動作成など内業、外業ともに作業の効率化が期待できる。</u></p> <p><u>・企業における担い手の育成・確保の取組を促進するため、道のホームページやメールマガジンの活用により、国をはじめ各関係機関が実施する各種支援施策等の情報を提供するとともに、関係機関等と連携し、建設産業の将来を担う若年層などに対して建設業の重要な役割や魅力の発信、イメージアップを図る取組などを進め、地域の安全と安心を守り、経済と雇用を支える建設業への理解を促進する。</u></p> <p><u>また、職業理解を深め、望ましい勤労観・職業感を醸成する高校生を対象としたイン</u></p>	<p>6 担い手の育成・確保の取組</p> <p><u>企業における担い手の育成・確保が可能となるよう、「建設産業支援プラン2013」に基づき、各種支援対策を推進する。</u></p> <p>(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進</p> <p>・担い手の中長期的な育成・確保のためには、経営力の向上が必要であることから、中小企業診断士などによる経営戦略や経営課題に対する指導・助言を行うほか、技術力の強化に向けた支援に取り組む。</p> <p>・企業における担い手の育成・確保を促進するため、関係機関等と連携し、広く道民に対して建設業の役割や重要性の発信、イメージアップに取り組むとともに、職業訓練等を推進する。</p>	<p>・第2回委員会の意見を踏まえ、適正な予定価格設定等による適正な利潤確保といった理念的なものを追加 【資料1 2-(5)】</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、安定的な予算確保に関する事項を追加 【資料1 2-(7)】</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、職員の育成・技術力向上に関する事項を追加 【資料1 2-(8)】</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、より具体的な記載を追加 【資料1 2-(6)】</p> <p>・第2回委員会の意見を踏まえ、より具体的な記載を追加 【資料1 2-(6)】</p>

ターニシップの推進や道立高等技術専門学院における職業訓練・事業主などによる認定職業訓練に対する支援等により、技能者の養成に取り組む。

・道内建設産業の持続的な発展に向けて、担い手の育成・確保は、喫緊の課題であることから、建設業団体・職業訓練機関・関係行政機関等が担い手の現状や課題に関する情報の共有や、連携強化のための協議会を設置し、効果的な取組につなげる。

(2) 労働環境等の改善の推進

- ・元請下請間の請負契約が対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結されるなど元請下請間の関係の適正化のための指導を行う。
- ・賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善及び技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導を行う。
- ・元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止するなど、下請業者も含めてその排除を図る。
- ・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、前金払制度の適切な運用、中間前払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。
- ・中間前金払制度の運用に当たっては、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化、迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備を図る。

(3) 道の発注体制の強化等

・発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、国等と連携した職員の技術研修・技術交流や建設会社の協力のもと実施する短期企業研修等の充実を図るほか、公共工物品質確保技術者や技術士等の資格取得意欲の向上や一般財団法人 北海道技術センターと連携した技術力の向上・承継の取組の強化など、職員の育成・技術力強化に積極的に取り組む。

また、高校、大学等と連携しながら、必要な職員の採用に努める。

・将来にわたり道の発注体制を確保していくため、一般財団法人 北海道技術センター等による発注者支援業務を活用し、事務の効率化を図り、適正な現場管理、適正な事業執行等に支障が無いよう努めていく。

(2) 労働環境等の改善の推進

- ・元請下請間の請負契約が対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結されるなど元請下請間の関係の適正化のための指導を行う。
- ・賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善及び技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導を行う。
- ・元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止するなど、下請業者も含めてその排除を図る。
- ・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、前金払制度の適切な運用、中間前払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。
- ・中間前金払制度の運用に当たっては、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化、迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備を図る。

・第2回委員会の意見を踏まえ、道職員の育成・技術力向上、発注者支援業務の活用に関する記載を追加
【資料1 2-(8)、(9)】

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 骨子との対比表

<p>7 市町村への支援</p> <p>(1) 発注者間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、14 の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。 発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進する。 <p>(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村から要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行うとともに、市町村からの技術的な相談に対し即応していくものとする。 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の受け入れを行うとともに、検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の臨場を受け入れるものとする。 各市町村へ積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行う。 最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。 市町村の求めに応じた総合評価落札方式の実施方針等検討への道職員の参画に加え、一般財団法人 北海道建設技術センターによる橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進など、市町村の発注関係事務の執行体制の支援を実施する。 	<p>7 市町村への支援</p> <p>(1) 発注者間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、14 の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。 発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進する。 <p>(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の受け入れを行うとともに、検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の臨場を受け入れるものとする。 市町村から要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行うとともに、市町村からの技術的な相談に対し即応していくものとする。 各市町村へ積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行う。 最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。 公共工事発注者支援機関に認定された機関の活用促進など、市町村の発注関係事務の執行体制の支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な考えを一番目にするよう順番入れ替え 具体的な取組を追加し、第2回委員会の意見を踏まえ、北海道技術センターを明記 【資料1 2-(9)】
<p>取組の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 道の中長期的な取組方針として位置づけるとともに、国の取組み動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。 また、毎年度、本取組方針に基づく各種施策の状況を取りまとめて、北海道建設業審議会条例に基づく知事の附属機関である「北海道建設業審議会」に報告し、公表するとともに、同審議会における学識経験者及び受注者、他の発注機関の意見を踏まえ、次年度の具体的な取組を検討するなど、より実効性の高い取組の推進に向け計画的に進める。 	<p>取組の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> 道の中長期的な取組方針として位置づけるとともに、国の取組み動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。 また、毎年度、本取組方針に基づく各種施策の状況を取りまとめて、北海道建設業審議会条例に基づく知事の附属機関である「北海道建設業審議会」に報告し、公表するとともに、同審議会における学識経験者及び受注者、他の発注機関の意見を踏まえ、次年度の具体的な取組を検討するなど、より実効性の高い取組の推進に向け計画的に進める。 	
<p>参考資料</p> <p>1 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号;平成26年6月4日最終改正)</p> <p>2 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定;平成26年9月30日最終変更)</p> <p>3 発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p> <p>4 発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局(国土交通省))</p> <p>5 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】(平成27年5月 国土交通省)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 第2回委員会の意見を踏まえ、参考資料に運用指針など改正品確法関連資料を追加 【資料1 3-(1)】

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し素案 3 多様な入札契約方式の導入・活用 (2) 契約方式の選択

ア 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

青字：採用実績のある方式 赤字：採用実績のない方式

【基本】 ・受発注者間の明確な責任分担
・コスト、工事完成物の品質に関する責任：発注者

(ア) 施工を単独で発注する方式
別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により施工を単独で発注する方式

【民間企業の高い技術力の有効活用】

検討する

① 特殊性を有する工事（設計業者よりも施工者に総合的なノウハウが蓄積、設計と施工が密接に関連 など）
② 施工者が詳細設計等を実施することで効率的な施工等を期待できるもの
【機械設備・電気設備・補修工事 など】

(イ) 詳細設計付工事発注方式
構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

① 効率的な維持管理や円滑な設備運用が期待できるもの
【機械設備・電気設備 など】

(ロ) 維持管理付工事発注方式
施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

必要に応じて検討できる

① 限られた期間で、大規模な事業執行が求められる場合等
② 工事の性格等を踏まえ、必要がある場合
(仕様の確定が困難、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る、施工が困難な場所等で施工者の技術を設計に反映 など)

(ハ) 設計・施工一括発注方式
構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

(ニ) 設計段階から施工者が関与する方式 (ECI)
設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（設計業務は設計者と別途契約）

イ 地域における社会資本の維持管理に資する契約方式

活用する

(ア) 包括発注方式
既存施設の維持管理において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する契約方式

検討する

(イ) 複数年契約方式
継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する契約方式

ウ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

必要に応じて検討できる

【大規模災害等に迅速に対応する必要がある場合等】
複数工事が輻輳、関係機関等との頻繁な調整が必要な工事で、**短期的に発注者の人員が不足し、現場状況の確認や迅速な対応が難しい**場合

(ア) CM方式
対象事業の工事監督業務等の発注関係事務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式

(イ) 事業促進 PPP方式
事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

改正の趣旨

中長期的な建設工事の担い手不足に対する懸念が高まっているといったことを背景とした品確法の改正（平成26年6月）により、**現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進**といった新たな理念が追加されたこと等を踏まえ、道の取組をより一層進めていくため、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」(H19.8策定)を全面的に見直すもの。

I 本取組方針の位置づけ及び目的

【位置づけ】公共工事の品質確保に関する道の基本的な取組の方向性を定めるもの

【目的】発注関係事務、**担い手の中長期的な育成・確保**及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、**国及び市町村等と相互に連携・協力しながら**、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与

II 公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

- ・ 広大な面積をカバーするため、管理するインフラが他の都府県に比べ非常に多いことや積雪寒冷地特有の施設による維持管理の負担、冬期間の施工における品質確保が難しい工種があるといった特性を有している。
- ・ 2040年の本道の人口は419万人と1995年の569万人に対して7割程度と急減し全国を上回るスピードで高齢化を伴いながら進行している。
- ・ 構造的な歳入・歳出ギャップが生じた状況が続いているため、道では徹底した見直しを進めている。
- ・ 大規模災害や局地的な豪雨・豪雪など異常気象が発生するなど災害リスクが高まっている。
- ・ 高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する懸念がある。
- ・ 地理的優位性、高い食料供給力、多様なエネルギー資源ポテンシャル、都市機能、寒冷地技術等の強みを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことが求められている。
- ・ 道の技術職員数は20年前の73%まで減少しており、適切な発注関係事務の執行や技術の承継に支障を来すおそれがある。



平成25年道東暴風雪



道路橋梁の老朽化状況



運搬排雪状況

2 北海道の建設業について

- ・ 建設投資額の縮小、道内建設業就業者の減少及び高齢化が進行するなど、建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。
- ・ 冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理や災害時における対応など道民の生活基盤を守る役割に加え、地域の基幹産業として地域経済を支えるとともに雇用の場を提供している。

III 公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

- ・ 就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難、発注者のマンパワー不足など、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の高まり**
- ・ 災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、**地域の安全・安心の確保に支障を生じる恐れ**があることへの懸念

こうした状況に対応するため、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組を、より一層進めていく必要がある**

2 品質確保に向けた基本的な考え

- ・ 適正な予定価格の設定や迅速な設計変更など発注関係事務の適切な実施が必要
- ・ 工事の性格等に応じ競争参加者の技術的能力の審査の適切な反映が必要
- ・ 地域における災害対応を含む維持管理が適切で行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮をしつつ、工事の性格等に応じた入札契約方式の選択が必要
- ・ 受注者との協議等の迅速化等を諮るとともに、適切な監督、検査、成績評価の実施について充実強化が必要
- ・ 調査・設計における発注関係事務の環境整備を進めるとともに、必要に応じて技術提案を求めるなど品質を確保することも必要
- ・ 技術と経営に優れた企業づくりの推進、企業における労働環境等の改善に加え、担い手の育成・確保に向け、関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要
- ・ 発注者間の連携体制を充実するとともに、市町村に対して様々な支援を推進していくことが必要

IV 品質確保に向けた取組方針

見直しのポイント

現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保と其中長期的な担い手の育成・確保を図るため、道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にするとともに、品確法等の改正及び運用指針により、中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する事項が新たに示されたことを踏まえ、これらの事項に関する道の基本的な取組の方向性を追加する。

() 内は主な取組 赤字：新たな取組（充実・強化を含む） 青字：引き続き実施する取組

1 工事に関する 発注関係事務 の適切な実施	<p>Point：発注関係事務の適切な実施に係る道の責務を明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の適正な設定（最新単価等を反映した予定価格設定、見積活用方式の試行） ○著しい低価格受注の防止（低入札価格調査制度等の適切な活用、入札金額内訳書の提出義務化） ○計画的な発注、適切な施工時期及び設計変更（発注・施工時期の平準化、迅速な設計変更）
2 工事に関する 資格審査など における技術 力などの適切 な反映	<p>Point：中長期的な技術的能力確保のため、若年技術者等の育成や災害時の体制確保等に関する審査・評価に向けた考え方を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有資格業者名簿の作成に際しての資格審査（社会保険等未加入業者の排除） ○個別工事に際しての競争参加者の技術審査等（地域の事業協同組合方式の活用） ○中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者の育成・確保、災害時の体制確保等に関する項目の検討） ○技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取
3 工事に関する 多様な入札契 約方式の導 入・活用	<p>Point：地域における社会資本の維持管理に資する方式や段階的選抜方式など多様な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○競争参加者の技術提案を求める方式（若年技術者等の登用も考慮した評価項目の検討、一括審査方式・段階的選抜方式の活用検討） ○契約方式の選択（工事の性格等に応じた多様な契約方式の検討、地域における社会資本の維持管理に資する方式の活用） ○競争参加者の設定方法の選択 ○落札者の選定方法の選択 ○支払い方法の選択（総価契約単価合意方式の検討）
4 工事の監督・ 検査等の充 実・強化	<p>Point：工事の監督・検査等の充実・強化の方向性を明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な監督・検査・工事成績評定の実施 ○工事成績評定等に関する資料のDB化 ○現場の施工体制等の適切な確認（一括下請防止など建設業法違反防止） ○受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等（三者検討会の活用、ワンストップの試行） ○完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価（舗装工事における検討）
5 設計・調査に おける品質確 保の推進	<p>Point：発注関係事務の適切な実施に係る取組や業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○発注関係事務の適切な実施等（適正な予定価格の設定、発注・業務実施時期の平準化） ○業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用（総合評価落札方式の導入検討） ○競争参加者の技術的能力の審査 ○委託業務の完了確認検査・成績評定の実施（データ共有化）
6 担い手の育 成・確保の取 組	<p>Point：建設産業支援プランに基づく支援、社会保険等への加入促進など労働環境等の改善、道の発注体制の強化等に関する事項を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○技術と経営に優れた企業づくり（経営戦略・課題への助言・指導、建設生産システムの生産性向上、将来を担う若年層に対する建設業への理解促進、技能者の養成の取組推進、関係機関の連携強化） ○労働環境等の改善の推進（下請業者も含めた社会保険等未加入業者の排除） ○道の発注体制の強化等（職員の育成・技術力強化、発注者支援業務の活用による事務効率化等）
7 市町村への支 援	<p>Point：市町村をはじめとする発注者間の連携強化に関する事項を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者間の連携強化（発注者協議会・地方部会の設置及び各種施策の推進） ○発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援（研修・検査への受け入れ充実、積算システム等の標準化・共有化、北海道建設技術センターの活用促進）

V 取組の進め方

毎年度、本取組方針に基づく取組状況をまとめ、北海道建設業審議会に報告・公表するとともに、同審議会等の意見を踏まえ次年度の取組を検討するなど、より実効性の高い取組の推進に向け計画的に進める

国の動向

平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行

※入契法と建設業も一体改正

平成26年9月30日 品確法基本方針 改正閣議決定

平成27年1月30日 品確法運用指針 策定

平成27年5月15日
公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン
作成

北海道の対応(予定)

平成26年10月29日 北海道建設業審議会

取組方針の見直しに係る部会の設置が了承（品確法取組方針等検討専門委員会）

<3月18日(水)>

第1回 専門委員会
(現行の取組方針について、新たな構成案の提示、平成27年度取組説明)

<5月28日(木)>

第2回 専門委員会
(見直し骨子案の提示)

<7月14日(火)>

第3回 専門委員会
(見直し素案の提示)

意見聴取等

8月:パブコメ、地方建設業協会、市町村等からの意見聴取を予定

第4回 専門委員会
(見直し原案の提示)

北海道建設業審議会 報告(H27秋頃目途)

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針

見直し素案

平成 27 年 7 月

北海道

目次

改正の趣旨

本取組方針の位置づけ及び目的	1
公共工事を取り巻く状況	2
1 北海道の社会資本整備について	2
2 北海道の建設業について	8
公共工事の品質確保の意義	1 1
1 品質確保の意義	1 1
2 品質確保に向けた基本的考え	1 1
品質確保に向けた取組方針	1 3
- 1 道が発注者として取り組むべき事項	1 3
1 工事に関する発注関係事務の適切な実施	1 3
2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映	1 4
3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用	1 5
4 工事の監督・検査等の充実・強化	2 1
5 調査・設計における品質確保の推進	2 2
- 2 その他の取組	2 4
6 担い手の育成・確保の取組	2 4
7 市町村への支援	2 5
取組の進め方	2 6
参考資料	2 6
1 公共工事の品質確保の促進に関する法律	
2 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針	
3 発注関係事務の運用に関する指針	
4 発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）	
5 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】	

改正の趣旨

平成 17 年 4 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の施行、同年 8 月の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針」（以下、「基本方針」という。）の閣議決定を受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 19 年 8 月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところである。

その後の社会経済情勢の変化に伴い、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大する一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきた。

こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に品確法が改正され、これに伴い同年 9 月には改正基本方針が閣議決定された。さらに、同法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が策定された。

こうした状況変化等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する道の取組をより一層進めていくため、取組方針を見直すものである。

本取組方針の位置づけ及び目的

本取組方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法第 18 号）（以下、「品確法」という。）及び同法第 9 条に規定する公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、公共工事の品質確保に関する道の基本的な取組の方向性を定めるものである。

本取組方針は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる道民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力しながら、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

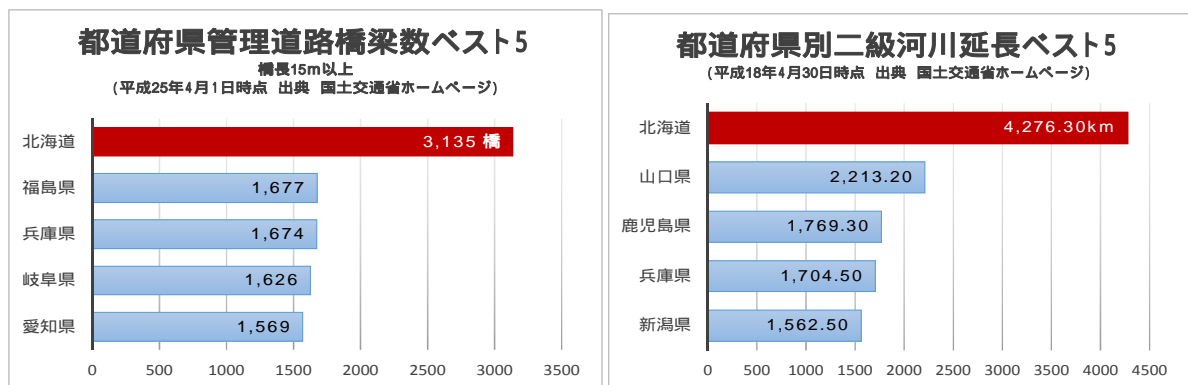
全国を上回る人口減少の進行や高齢化をはじめ、経済のグローバル化の進展、厳しい財政状況、気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、本道の社会資本整備を取巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。

(1) 社会資本を巡る本道の特性

ア 広大な面積

- ・北海道の面積は国土の約 20%を占め、都道府県の中では最も広く、東京都の約 40 倍、九州と四国を合わせた面積をも上回っている。
- ・広大な地域に都市が散在する広域分散型社会が形成されており、都市間距離が全国の 2 倍であるなど、日常的に広域移動が必要となり、物流・人流を自動車交通に大きく依存している。
- ・広大な面積をカバーするため、管理するインフラが他の都府県に比べ非常に多い状況となっている。

図1 道有施設の規模の他県との比較



イ 厳しい気象条件等

- ・積雪寒冷地で夏と冬の温度差が大きく、道内全域が豪雪地帯になっており、冬期間における道路の安全確保や雪害防止等のため、スノーシェルターやロードヒーティングなどの積雪寒冷地特有の施設があることが、維持管理の負担となっているほか、冬期間の施工において、品質確保が難しい工種がある。

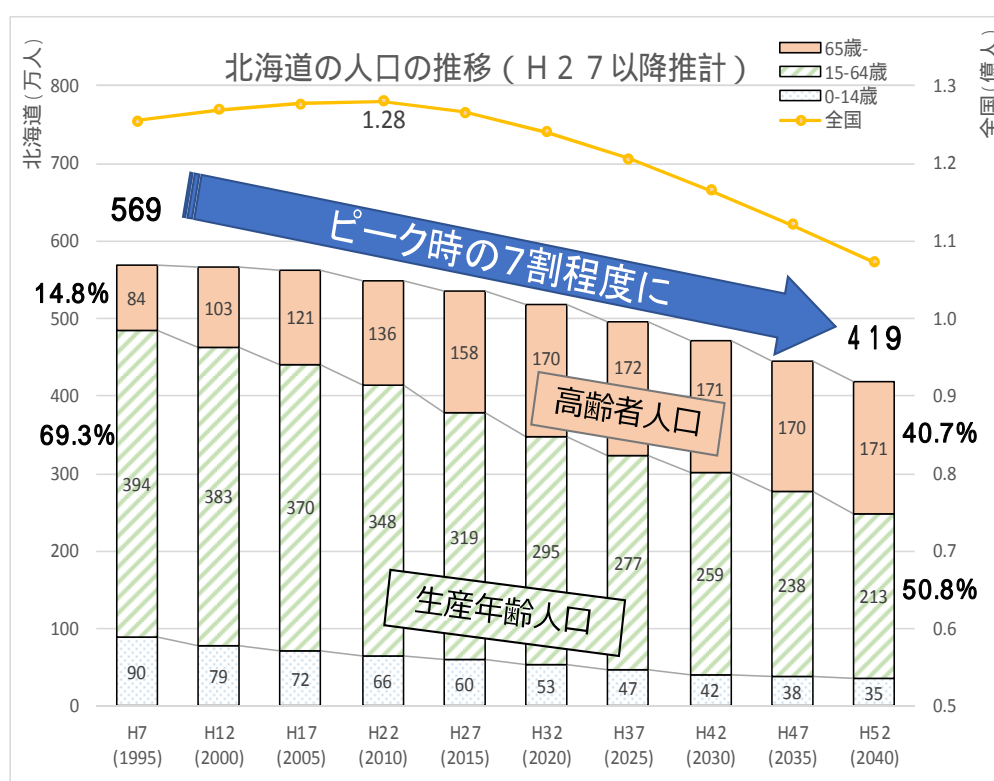
図2 積雪寒冷地特有の施設



(2) 人口減少社会への対応

- ・国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年の本道の人口は419万人と1995年の569万人から7割程度にまで急減し、全国を上回るペースで人口減少が進行すると推計されている。
- ・本道の生産年齢人口（15～64歳）の割合は、1995年の69.3%から2040年には50.8%に低下する一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は、14.8%から40.7%に上昇すると推計されている。
- ・このことから、利用状況が低下したインフラの用途を転換することで既存ストックの有効活用を図ることや公共施設をはじめとする都市機能を集約化するコンパクトなまちづくりが進められるなど、社会環境が、より一層変化していくことが予想される一方で、地域の担い手の中長期的な育成・確保が困難になるおそれがある。

図3 北海道の人口推移予測



出典 -平成22年 国勢調査(総務省)、平成27年- 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)[国立社会保障・人口問題研究所]

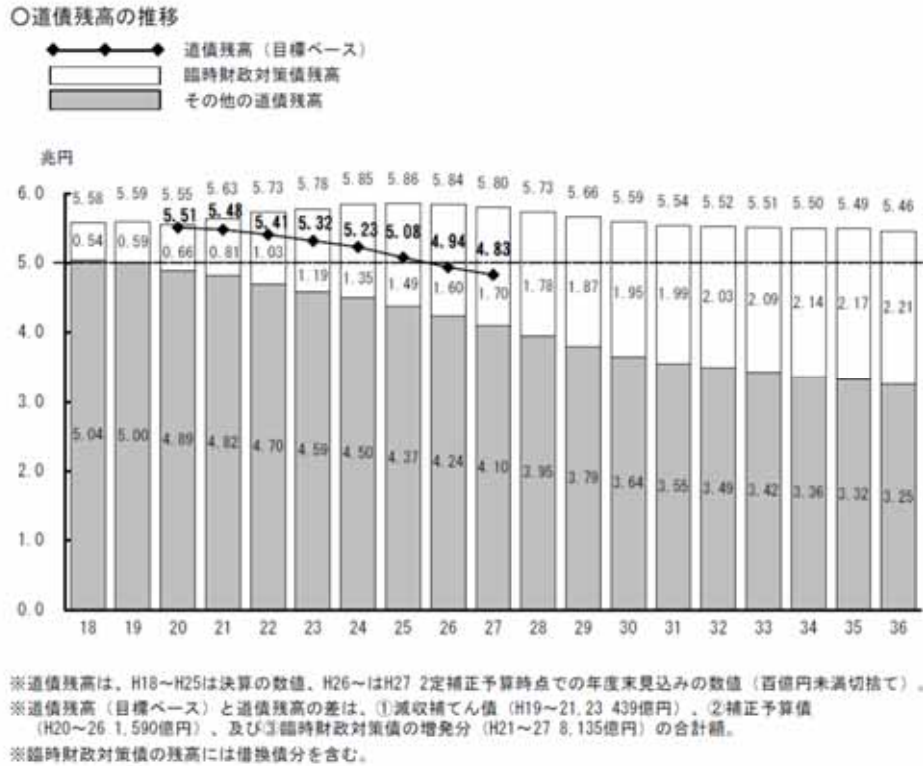
(3) 厳しい財政状況

- ・道財政は、道債の償還費や高齢者医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面で地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出ギャップが生じた状況が続いている。

このため、道では、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定以降、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを進めている。

図4 北海道の財政状況（道債残高の推移）

出典 平成27年度 予算の概要



(4) 災害リスクの高まり

・平成23年3月の東日本大震災の発生や局地的な豪雨・豪雪、竜巻など、これまでにない異常気象も発生してきており、これに伴う洪水や土砂災害、高波・海岸浸食による被害、交通障害の発生など災害リスクが高まっている。

図5 北海道の災害発生状況





平成24年南利根別川浸水被害



平成18年竜巻被害（佐呂間町）



平成25年道東暴風雪



平成22年えりも町暴風雪

（5）社会インフラの老朽化

- ・建設後50年を超える割合が、20年後には多くの施設で50%を超え、林道の橋梁や漁港などは90%を超えるなど、高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する懸念がある。

図6 道が管理するインフラの老朽化状況



道路橋梁の老朽化状況



河川堰（ローゲート）の塗装劣化状況



海岸堤防の老朽化状況



用水路（取水ゲート）の破損状況

表1 道が管理する主な施設の状況

主な施設	施設数	建設後50年 ^{※2} を経過する施設の割合			備考
		現在 ^{※1}	10年後	20年後	
道路橋梁（2m以上）	5,292橋	6%	27%	51%	
下水道管路等	358km	0%	0%	35%	
樋門などの河川管理施設	5,223基	1%	10%	41%	
治水ダム	17基	0%	6%	41%	
砂防えん堤	1,146基	6%	33%	55%	
農地防災（海岸保全施設）	40箇所	3%	44%	53%	
林道橋梁	707橋	10%	62%	91%	
治山ダム	24,560基	8%	34%	53%	
漁港	282箇所	82%	88%	97%	
漁港海岸（堤防・護岸）	183箇所	18%	68%	89%	
庁舎等	1,966棟	4%	27%	49%	※施設数欄下段は延べ床面積
	80万㎡				
学校施設	267校	1%	4%	42%	※施設の割合は延べ床面積による
	247万㎡				

- 1 平成26年3月末現在。
- 2 施設の老朽化を示す指標として、財務省令による減価償却資産に関する耐用年数表により、一般的な鉄筋コンクリート造の建築物の50年や道路橋60年などを参考に、便宜的に建築後50年以上経過した施設の割合を設定した。

（6）バックアップ機能の強化

・北海道は、地理的な優位性、高い食料供給力、多様なエネルギー資源ポテンシャル、利用度の高い土地と都市機能、耐災害性に優れた寒冷地技術等の強みを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことが求められている。

図7 国土強靱化に向けた北海道の役割

出典 「北海道強靱化計画（H27.3）概要版」（北海道）



(7) 庁内体制の状況

・公共工事の品質確保には、担当する職員の技術力やノウハウが求められるが、技術職員の数は20年前（平成7年度）の73%まで減少しており、特に35歳以下の職員が極端に少なく、適切な発注事務の執行及び技術の承継に支障をきたすおそれがある。

図8 北海道における技術職員数の推移

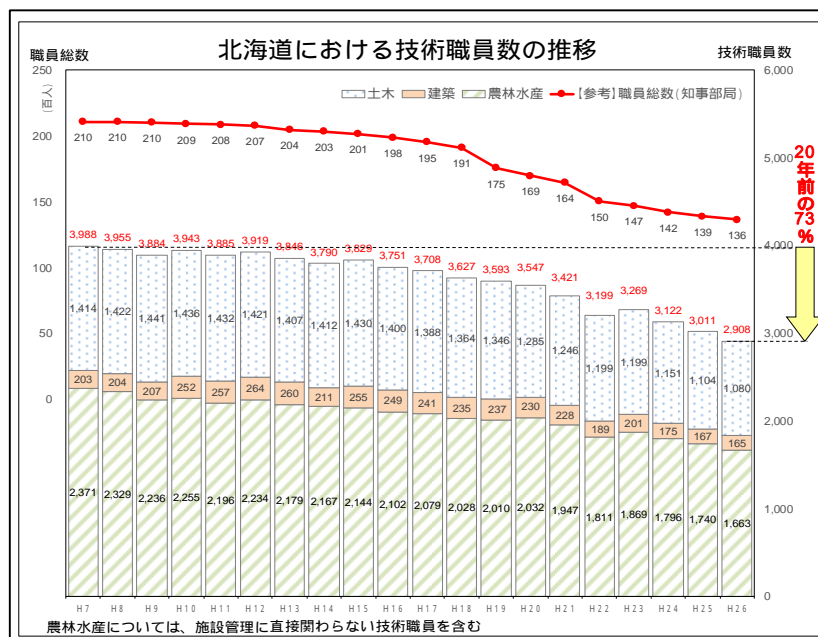
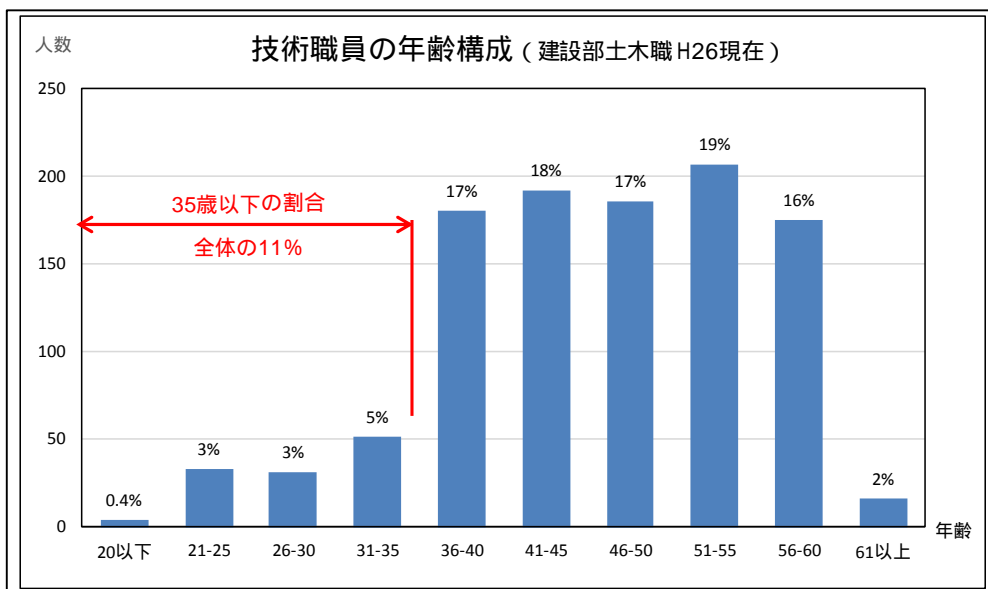


図9 技術職員の年齢構成（建設部土木職 H26 現在）

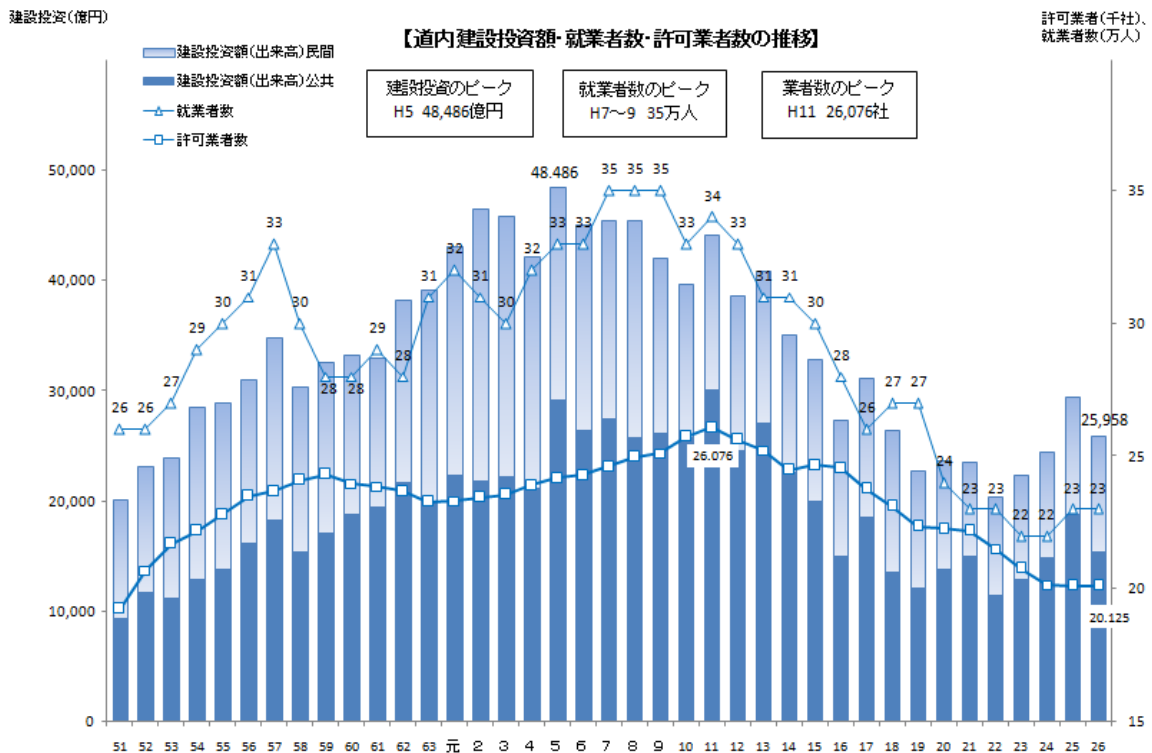


2 北海道の建設業について

(1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題

- ・平成 26 年度の道内の建設投資額は、公共・民間を合わせ約 2.60 兆円であり、ピーク時である平成 5 年度の約 4.85 兆円と比較して 46.4%減少している。
- ・平成 26 年度の道内の建設業許可業者数は、20,125 社であり、ピーク時である平成 11 年度の 26,076 社と比較して 22.8%減少しており、全国の減少率 21.3%に比べて減少幅が大きくなっている。
- ・平成 26 年の道内の建設業就業者数は約 23 万人であり、ピーク時である平成 7 年から 9 年の約 35 万人と比較して約 34%減少している。
- ・就業者の年齢階層別構成比について、平成 11 年と平成 26 年で比較すると、29 歳以下の割合は約 18%から約 8%に減少し、50 歳以上の割合が約 39%から約 50%へ増加しており、高齢化が進んでいる。また、建設投資額の公共・民間の構成比を見ると、公共投資が 59.8%を占め、全国の 44.4%と比較すると公共投資に依存する割合が高い状況にある。また、建設業の売上高営業利益率が低い状況が続いている。
- ・このように、建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、そのため、若手入職者が減少し、技術・技能の承継が困難となっているなど、公共工事の品質確保などへの懸念が顕著となっている。

図 10 建設投資額・許可業者数・就業者数の推移（北海道）



出典：建設投資額：国土交通省「建設総合統計」、建設業就業者数：総務省「労働力調査」
許可業者数：北海道建設部建設政策局建設管理課

図 11 道内建設就業者の年齢階層別構成比の推移

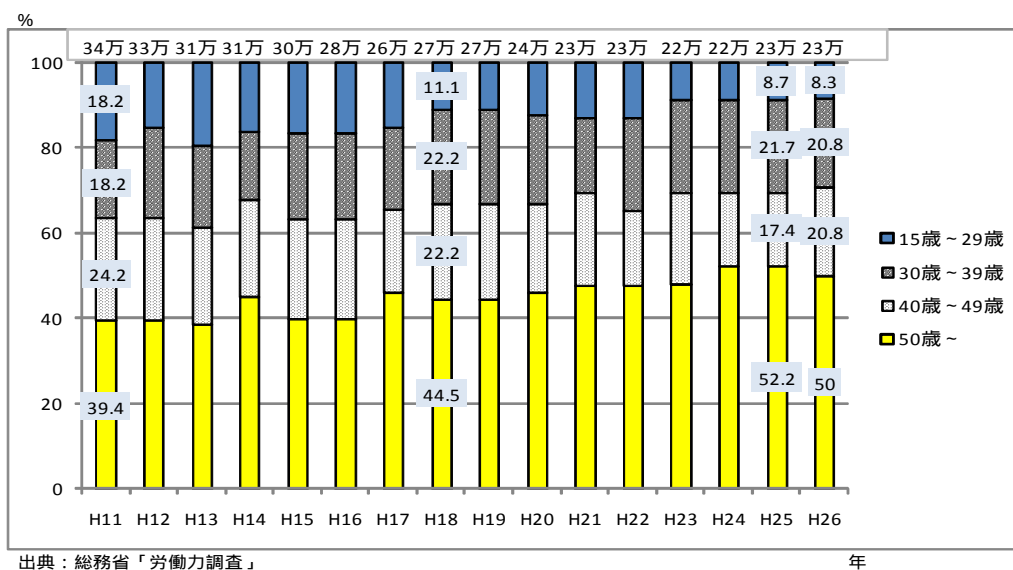


図 12 建設投資額の民間・公共構成比の推移

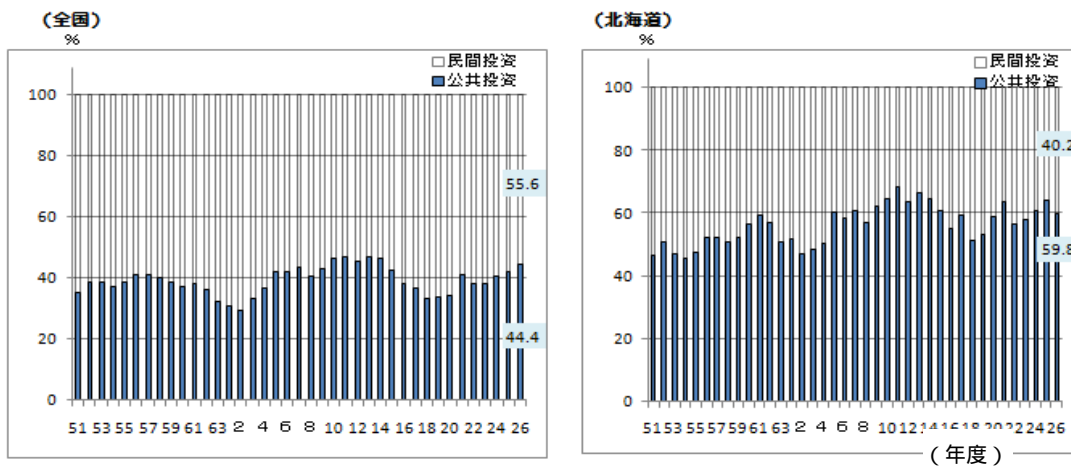
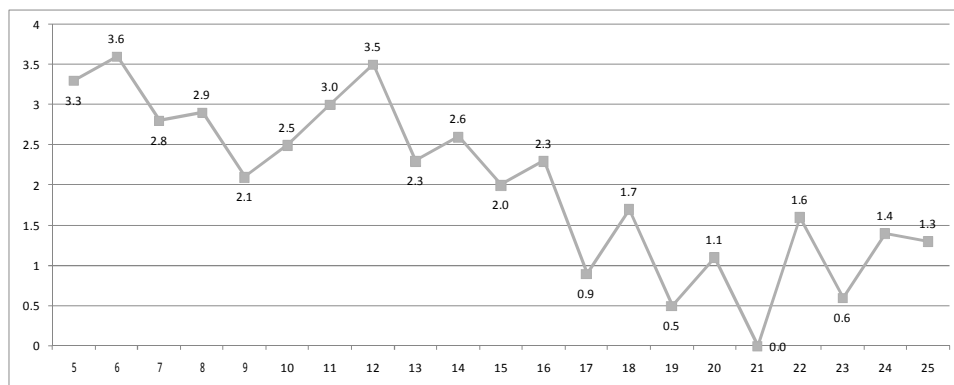


図 13 道内建設業の営業利益率の推移



(2) 北海道における建設業の役割

ア 社会資本の維持

技術力を活かして良質な社会資本の整備に貢献するだけでなく、地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理においても、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。

図 14 道道の除排雪状況



イ 災害時における対応

北海道と一般社団法人 北海道建設業協会や一般社団法人 北海道測量設計業協会等との間で、災害時における協定を締結するなど、地震、津波、大雨等の災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧にあたる役割を果たしている。

ウ 雇用や地域の活性化

北海道の建設業は、全産業の就業者の 9.1% (H26 年)、道内総生産の 7.0% (H24 年度) を占めており、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしているほか、地域社会の中核として、各種イベントへの協力など、様々な活動を通し、地域に貢献している。

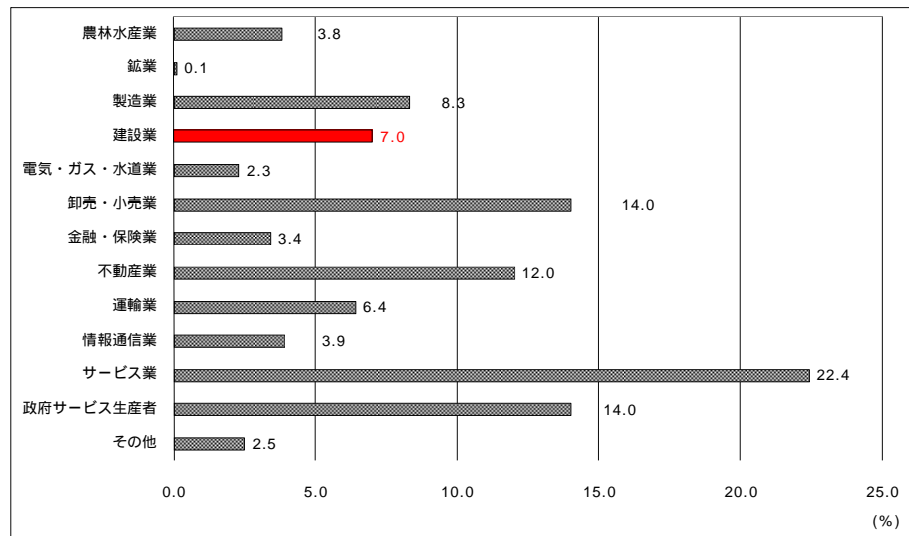
表 2 就業者数の状況 (北海道・建設業)

(単位：万人)

区分	平成25年	平成26年
全産業	255	254
建設業	23	23
全産業における 建設業構成比	9.0%	9.1%

出典：総務省統計局「労働力調査」(抜粋)

図 15 経済産業活動別総生産構成比・北海道（平成24年度）



出典：北海道総合政策部政策局経済調査課「平成24年度道民経済計算・速報」（資料編表4）

「その他」は資料編表4のうち、対家計民間非営利サービス生産者、税を合算した数値から消費税を控除した数値である。

端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、地域の建設業者の疲弊、下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場技能労働者等の賃金の低下など就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少及び建設生産を支える技術・技能の承継が困難といった深刻な問題が発生していることに加え、予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択等の発注関係事務を適切に実施することが困難となるおそれがある発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が高まっている。

さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の確保に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組をより一層、進めていく必要がある。

2 品質確保に向けた基本的考え

(1) 工事に関する発注関係事務の適切な実施

- 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保に必要な人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定めることが不可欠である。

- 著しい低価格受注（いわゆるダンピング受注）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題があることから、防止することが必要である。

- 受注者側の効率的な施工体制を確保するため、厳しい工程管理を強いることのない適切な工期

設定、適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続の取組が必要である。

(2) 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

・事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、地域の実情等に応じ、中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実を図ることが必要である。

(3) 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

・公共工事の品質確保を図るためには、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。

・事業の目的や工事の性格等に応じ、落札者の決定においては価格に加え、品質の向上に係る技術提案などの優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図ることが必要である。

・多様な入札及び契約の方法の選択に当たっては、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮が必要である。

(4) 工事の監督・検査等の充実強化

・受注者との協議等の迅速化、情報共有の充実を図るとともに、適切な監督、検査、工事成績評定の実施について、充実強化を図ることが必要である。

(5) 調査・設計における品質確保の推進

・調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質確保は、公共工事の建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものであることから、工事と同様に適正な予定価格の設定等発注関係事務の環境整備を進めることが必要である。

・業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要である。

・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求めるなど、調査・設計における品質を確保することも必要である。

(6) 担い手の育成・確保の取組

・建設現場の効率化や不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営戦略や競争力強化に向けた支援を通じた技術と経営に優れた企業づくりを推進することが必要である。

・企業における労働環境等の改善の促進を図るとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要である。

(7) 市町村への支援

・国と連携しながら、発注者間の連携体制を充実するとともに、執行体制が十分でない市町村に対し様々な支援を推進することにより、市町村における公共工事の品質確保に向けた取組の促進

を図ることが必要である。

品質確保に向けた取組方針

現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な競争参加資格の設定、適正な予定価格の設定、入札及び契約の方法の選択、工事の監督・検査等の充実・強化、調査・設計の品質確保その他発注関係事務を適切に実施することに加え、企業が実施する担い手の育成・確保への支援や市町村への支援等を通じて連携を強化することにより、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことが重要である。

こうした公共工事の品質確保に関する取組の着実な推進に向け、道が取組む方向性を以下に示す。

その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト縮減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要である点に留意することとする。

-1 道が発注者として取り組むべき事項

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

(1) 担い手中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定

- ・工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を総合的にチェックする「トータルマネジメントシステム」などを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。
- ・予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を公共工事を施工する者が確保することができるよう市場における労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映するほか、積算に用いる価格が実際の取引単価と乖離しているおそれがある場合等には、適宜見積りを徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定することに加え、積算基準の見直しに即応した積算を実施する。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは厳に行わない。
- ・入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法や設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法を活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

(2) 著しい低価格受注の防止

- ・著しい低価格受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。
- ・予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこ

と等から、事後公表とする。

・見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や著しい低価格受注の防止を図る観点から、全ての工事の入札において、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出義務化を行う。

(3) 計画的発注、適切な施工時期及び設計変更

・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画等を考慮した工区割や発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

・債務負担行為の活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する。

・さらに、工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化を図る。また、発注者が定めた完成期限までの間に、受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う選択工期制度を活用し、技術者、労務者及び機材等の平準化を図る。

・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。

・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。

・「設計図書作成要領（設計変更の手引き）」の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手続の迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。

2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

・資格審査では、競争参加希望者の経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等、適切な項目を審査項目とするが、競争性の低下につながるような留意しながら、必要に応じて、審査項目の見直しを実施する。

・社会保険等未加入業者を元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査等

・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施行実績や地域要件など適切な競争参加資格の設定を行う。

・災害対応対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業においては、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用する。

・災害等の緊急対応については、随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、あらかじめ契約予定者を複数選定するほか、少なくとも1年ごとに見直すなど、引き続き適切に対応していく。

- ・暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

- ・地域の実情等を踏まえ、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、入札契約手続の各段階において審査・評価することを、さらに検討する。
- ・施工技術の一層の向上や品質の確保を目的とした工事等優秀業者表彰制度及び個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を高めることを目的とした現場技術者の表彰制度を充実するとともに、各段階における審査・評価へ反映する。

(4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

- ・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者（道とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施する。

なお、多様な入札及び契約方式の導入に当たっては、国の動向等を踏まえながら検討するものとし談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずる。また、庁内関係部局が参加する「建設業経営効率化庁内連携会議」において、多様な入札契約方式の導入・活用等について、相互に連携しながら、さらに検討を進める。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）

ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- ・競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要があると認める場合は、技術提案を求める。
- ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮し、簡易型総合評価落札方式を活用する。
- ・競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合（高度技術提案型総合評価落札方式）は、最も優れた提案を採用できるよう国の動向等を踏まえ、さらに検討を進める。
- ・競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。
- ・過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、優位に評

価しないこととする。

- ・技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。

- ・技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いには留意する。

- ・落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

【道が実施する総合評価落札方式の種類】

（ア）高度技術提案型

技術的な工夫の大きい工事において、構造物の品質の向上を図るため、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、工事目的物自体についての提案を求める等の高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う形式

（イ）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するため、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項目を設定し、技術提案を求め、その実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う形式

（ウ）簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や工事施行成績等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う形式

イ 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- ・総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者の工事施行成績や配置予定技術者の資格、災害時の工事実施体制の確保の状況などを適切に評価項目に設定する。

- ・必要に応じて近隣地域での施工実績、雇用環境への取組や技能労働者の技能等の活用などの地域貢献度を評価項目に設定する。

- ・必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討する。

- ・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一の場合の一括審査方式の活用を検討することや、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する簡易型総合評価落札方式を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減を図る。

- ・また、競争参加が多数と見込まれる場合において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する段階的選抜方式について検討し、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図る。

- ・総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は、中立の立場で公正な判断をすることができる

学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 契約方式の選択

契約方式の選択に当たっては、工事の性格等に応じて以下の考え方を基本として選択する。

ア 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

設計と施工を分離し、受発注者間での明確な責任分担を行い、コストや工事完成物の品質に関する責任を発注者が負うことが基本であることから、施工を単独で発注する方式を選択することが基本的な考えである。

しかし、公共工事の品質確保を一層促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であることから、次の考え方にに基づきその他の方式の選択を検討するものとする。

- ・機械設備、電気設備、補修工事等において、設計業者よりも施工者に総合的なノウハウが蓄積されているような場合や設計と施工が密接に関連しているような場合等特殊性を有する工事で施工者が詳細設計等を実施することで効率的な施工等を期待できるものについては、詳細設計付工事発注方式の選択を検討する。
- ・機械設備、電気設備工事等において、効率的な維持管理や円滑な設備運用が期待できる場合等において、維持管理付工事発注方式の選択を検討する。
- ・限られた期間で、大規模な事業執行が求められる場合等において、仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要があるといった工事の性格等を踏まえ、必要に応じて、設計・施工一括発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）を検討できるものとする。

(ア) 施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式である。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約の条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスとしては、調査・計画から詳細設計までが全て完了した段階での適用となる。

	調査・計画	概略設計	予備設計	詳細設計	施工	維持管理
調査・計画/ 設計者	■	■	■	■		
施工者					■	

(イ) 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での与条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、構造物の製作・施工を行うための設計を行う段階（下図の例では詳細設計段階）となる。



(ウ) 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式である。

この方式では、工事目的物は目的物が完成した段階で発注者が引渡を受け、引渡を受けた工事目的物に対する維持管理業務の継続的な実施を求めることとなる。

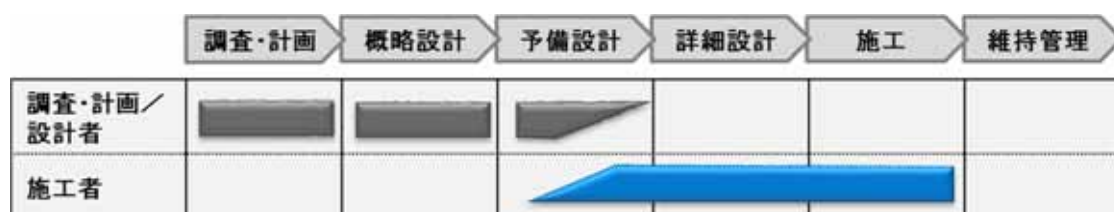
発注に際しては工事目的物に関する仕様だけでなく、維持管理に係わる仕様（点検頻度等）についても提示して発注することとなる。



(エ) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



(オ) 設計段階から施工者が関与する方式 (E C I 方式)

Early Contract Involvement の略

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。

(施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施)

この方式では発注者が別途契約している設計業務への技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、明確となった仕様で技術協力業務を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の発注を行う。

この方式を適用する事業プロセスは種々の設計段階が考えられ、事業・工事の初期段階から施工者の関与をもとめたい場合には概略設計段階から施工者の関与を求めることも考えられる。



イ 地域における社会資本の維持管理に資する契約方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるおそれがある。こうした課題に対応するため、地域における社会資本の維持管理に資する包括発注方式を活用するとともに、複数年契約方式の検討を進める。

また、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を併せて活用する。

(ア) 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式である。この方式では、例えば、河川管理施設、道路管理施設の構造物補修等のような維持に係る工事と巡回、除草等の業務を一括して発注することが考えられるものを一つの契約によって発注する。

(イ) 複数年契約方式

既存施設の維持管理等において、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

ウ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

大規模災害等に迅速に対応する必要がある場合等において、複数工事が輻輳あるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事で、短期的に発注者の人員が不足し、現場状況の確認や迅速

な対応が難しい場合には、以下の発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式を検討できるものとする。

(ア) CM方式 Construction Managementの略

対象事業の設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式である。

(イ) 事業促進PPP方式 Public Private Partnershipの略

事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式である。

(3) 競争参加者の設定方法の選択

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、一千万円以上の公共工事については、原則として一般競争入札によることとするが、一般競争入札は、入札執行までに相当の時間を要することから、災害など緊急を要する工事、本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事及び発注時期に制約のある工事など、一般競争入札により難しい場合は指名競争入札、緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合や他の者では技術的な対応ができないため競争を許さない場合等においては随意契約を選択できるものとする。

ア 一般競争入札

資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

イ 指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。

ウ 随意契約

緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式である。

(4) 落札者の選定方法の選択

落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、価格競争方式、総合評価落札方式から選択する。

ア 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。

イ 総合評価落札方式

技術提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式である。

(5) 支払い方法の選択

支払い方法の選択に当たっては、工事の進捗に応じた支払い、設計変更の煩雑さ、工事費の確保の必要性等に応じて、総価請負契約方式、単価・数量精算契約方式から選択する。

なお、総価契約単価合意方式については、国の動向等を踏まえて検討を進める。

ア 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。

イ 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定する方式である。

ウ 総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。

4 工事の監督・検査等の充実・強化

(1) 適切な監督・検査・工事成績評価の実施

- ・工事期間中においては、その品質が確保されるよう監督を適切に実施する。
- ・公共工事の品質が確保されるよう、給付の完了の確認を行う検査及び技術検査を適切に実施する。
- ・工事成績評価を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施する。また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評価項目及び評価方法の標準化を推進する。
- ・要領及び技術基準は、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- ・技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項等を書面により受注者に通知する。
- ・技術検査の結果を工事成績評価に反映する。
- ・低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。
- ・工事成績評価の透明化・公正化を図るため、定期的に監督員、検査員を対象に評価技術を一層向上させるための各種研修を実施する。

(2) 工事成績評価等に関する資料のデータベース化

- ・各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評価等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を推進する。

(3) 現場の施工体制等の適切な確認

・現場の施工体制は、要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等

・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。
・受注者からの協議等については、ワンデーレスポンスの試行等を通じて速やかかつ適切な回答に努める。

(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価については、国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら、検討を行う。

5 調査・設計における品質確保の推進

(1) 発注関係事務の適切な実施等

ア 適正な予定価格の設定等

・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定を行う。
・必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認めるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。
・業務遂行中においては、受発注者間での業務工程の共有や速やかかつ適切な回答の推進（ワンデーレスポンス）等に努めるとともに、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。
・適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施する。

イ 著しい低価格受注の防止

・著しい低価格受注を防止するため、最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。
・予定価格は、事後公表を原則とするが、プロポーザル方式の場合は、予算限度額をあらかじめ示すものとする。
・総合評価落札方式の導入に当たっては、併せて適切に低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる。

ウ その他調査及び設計業務の品質確保

・地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表する。
・年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期の平準化を図る。

(2) 業務の性格等に応じた適切な入札及び契約の方式の導入・活用

・公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討する。

(3) 競争参加者の技術的能力の審査

・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけるなどの業務の品質確保に向けた施策を進める。

・競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査する。

(4) 委託業務の完了確認検査・成績評定の実施

・給付の完了の確認を行うための検査業務を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行う。また、業務の完了後には、成績評定結果を速やかに通知するものとする

・成績評定に当たっては、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を推進する。

・成績評定結果については、業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

-2 その他の取組

6 担い手の育成・確保の取組

道は、公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適正な予定価格設定や迅速な設計変更、積雪寒冷地である本道の特性を踏まえた発注・施工時期の平準化といった発注関係事務を適切に実施する責務を果たすとともに、「建設産業支援プラン 2013」に基づく企業の経営力の向上や技術力の強化等に対する様々な支援策を通じて、企業における担い手の育成・確保の取組の一層の充実を図る。また、建設業が中長期的な視点で、担い手の育成・確保や技術力の強化等に計画的に取り組み、将来にわたり地域の安全・安心や経済・雇用を支える役割を担っていけるよう、公共事業の安定的な予算確保に努める。

さらには、企業が、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上や技術者、技能労働者等の育成・確保、これらの者に係る賃金その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に取り組むよう、建設業団体や関係機関等と連携し、総合的・効果的な取組の促進を図るほか、発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、職員の育成・技術力の向上に向けた取組の強化を図る。

(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

・企業が担い手の中長期的な育成・確保の取組を行うためには、経営力の向上が必要であるが、そのためには、自社の経営資源に応じた本業の強化や経営の多角化など、的確な経営戦略を持ち実行していくことか重要であるとともに、事業規模、技術力、営業エリア、組織・人材、業務改革、コスト削減といった様々な経営課題に対応していく必要がある。

こうした経営戦略や経営課題に対応するため、中小企業診断士などによる指導・助言を行うほか、技術力の強化に向け、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上を目的とする新商品や新技術の開発等の促進を図るとともに、建設施工の生産性向上、品質確保、安全性向上、熟練労働者不足への対応など、建設施工が直面している諸課題に対応するICT施工技術（情報化施工）の普及促進を図るため、TS（トータルステーション）による出来型管理技術[※]など情報化施工技術の活用を推進する。

※TSによる出来型管理技術：従来、出来型計測において用いていたレベルや巻き尺に代わり、トータルステーション（距離と角度を同時に計測できる測量機器）により出来型を計測し管理する技術である。本技術により現地での計測作業の効率化や帳票の自動作成など内業、外業ともに作業の効率化が期待できる。

・企業における担い手の育成・確保の取組を促進するため、道のホームページやメールマガジンの活用により、国をはじめ各関係機関が実施する各種支援施策等の情報を提供するとともに、関係機関等と連携し、建設産業の将来を担う若年層などに対して建設業の重要な役割や魅力の発信、イメージアップを図る取組などを進め、地域の安全と安心を守り、経済と雇用を支える建設業への理解を促進する。

また、職業理解を深め、望ましい勤労観・職業感を醸成する高校生を対象としたインターンシップの推進や技術・技能者のスキルアップのための道立高等技術専門学院における職業訓練や事業主などによる認定職業訓練に対する支援等により、技能者の養成に取り組む。

・道内建設産業の持続的な発展に向けて、担い手の育成・確保は、喫緊の課題であることから、建設業団体・職業訓練機関・関係行政機関等が担い手の現状や課題に関する情報の共有や、連携強化のための協議会を設置し、効果的な取組につなげる。

(2) 労働環境等の改善の推進

・元請下請間の請負契約が対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結されるなど元請下請間の関係の適正化のための指導を行う。

・賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善及び技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導を行う。

・元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止するなど、下請業者も含めてその排除を図る。

・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、前金払制度の適切な運用、中間前払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

・中間前金払制度の運用にあたっては、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備を図る。

(3) 道の発注体制の強化等

・発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、国等と連携した職員の技術研修・技術交流や建設会社の協力のもと実施する短期企業研修等の充実を図るほか、公共工物品質確保技術者や技術士等の資格取得意欲の向上や一般財団法人 北海道技術センターと連携した技術力の向上・承継の取組の強化など、職員の育成・技術力強化に積極的に取り組む。

また、高校、大学等と連携しながら、必要な職員の採用に努める。

・将来にわたり道の発注体制を確保していくため、一般財団法人 北海道技術センター等による発注者支援業務を活用し、事務の効率化を図り、適正な現場管理、適正な事業執行等に支障が無いよう努めていく。

7 市町村への支援

(1) 発注者間の連携強化

・発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、14 の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

・発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進する。

(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

・市町村から要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行うとともに、市町村からの技術的な相談に対し即応していくものとする。

・発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の受け入れを行うとともに、検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の臨場を受け入れるものとする。

・各市町村へ積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行う。

・最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。

・市町村の求めに応じた総合評価落札方式の実施方針等検討への道職員の参画に加え、一般財団法人 北海道建設技術センターによる橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進など、市町村の発注関係事務の執行体制の支援を実施する。

取組の進め方

・道の中長期的な取組方針としての位置づけるとともに、国の取組み動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。

・また、毎年度、本取組方針に基づく各種施策の状況を取りまとめ、北海道建設業審議会条例に基づく知事の附属機関である「北海道建設業審議会」に報告し、公表するとともに、同審議会における学識経験者及び受注者、他の発注機関の意見を踏まえ、次年度の具体的な取組を検討するなど、より実効性の高い取組の推進に向け計画的に進める。

参考資料

- 1 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正）
- 2 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定；平成 26 年 9 月 30 日最終変更）
- 3 発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- 4 発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）（平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省））
- 5 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】（平成 27 年 5 月 国土交通省）